

■認定歴史的風致維持向上計画の変更箇所一覧

様式1

市町村名:大津市

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
2-1-6	2-1-6	【2-3.園城寺(三井寺)と除夜の鐘(三井晩鐘)】 説明文の3行目「三銘鐘」を「三名鐘」に修正する。	記載内容の誤り。
2-1-7	2-1-7	【2-3-2.三井寺の鐘】 説明文の1行目「三銘鐘」を「三名鐘」に修正する。	記載内容の誤り。
2-2-5	2-2-5	【百間堤の維持管理】 写真(百間堤の維持管理の様子)を追加する。	計画書作成時に写真が入手できなかったため。
2-3-3	2-3-3	【海門山満月寺浮御堂(登録有形文化財(建造物) 昭和時代)】 表題の「浮御堂」を「海門山満月寺浮御堂」に修正する。	名称を統一するため。
2-8-9	2-8-9	【木村家住宅主屋(登録有形文化財(建造物) 明治時代)】 説明文の「江戸時代後期から」「まで」「江戸時代末期の」を削除する。	表題と説明文の時代の整合性を図るため。
2-10-6	2-10-6	【旧岡本家住宅主屋ほか(市指定有形文化財(建造物) 江戸時代)】 説明文の11行目:「未指定ではあるが、道に面した石垣や土塀、敷地内の庭園、石造物、礎石なども残り、(現在は、公人屋敷として、公人の生活ぶりを伝える……)」を追加する。	説明を追加するため。
2-11-7	2-11-7	【中京町町家主屋】の7行目:「持家」を「家持」に修正する。	記載内容の誤り。
2-11-7	2-11-7	【玉屋町町家山蔵】表題及び1行目:「玉屋町町家」の「町家」を削除する。	記載内容の誤り。
2-11-10	2-11-10	【北川家住宅主屋(登録有形文化財(建造物) 江戸時代)】 表題の「明治時代」を「江戸時代」に修正する。	表題と説明文の時代の整合性を図るため。
2-11-13	2-11-13	【表2-11-2】 2019年の日程表:「⑥山仕舞い」を「⑥山納め」に変更する。	行事の名称が様々あるなかで、より適切な名称とするため。
2-11-18	2-11-18	【⑥山仕舞い】を「山納め」に変更する。 4行目:「山納め」を「山仕舞い」に変更する。	行事の名称が様々あるなかで、より適切な名称とするため。
4-13	4-13	【図4-1-5 重点区域図(大津百町重点区域)】 「■川村家住宅」を追加する。「上京町町会所」を「上京町町家」、「中京町町会所」を「中京町町家」、「玉屋町町会所」を「玉屋町山蔵」、「小川家住宅主屋」を「小川家住宅」に修正する。	記載内容の誤り。

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
5-2	5-2	【文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針】 5行目:「田上地域」を「上田上地域」に修正する。	記載内容の誤り。
5-4	5-4	3行目:「令和5年度」 4行目:「歴史学1人」を追加、「建築2人、内兼務1人」に変更、「埋蔵文化財1人」削除、「計13人」に変更する。 6行目:「会計年度任用職員で埋蔵文化財1人、学芸員1人の計4人」に変更する。	職員の増員による。
6-8	6-8	【7.大津市景観計画の改定】の事業手法を「景観改善推進事業」に変更する。事業期間を「令和6年度(2024年度)までに延長する。	事業内容の変更による。
6-9	6-9	【9.まちなみ修景整備への補助】の事業手法を「社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)」に修正する。	記載内容の誤り。
6-10	6-10	【10.道路の美装化】の事業手法を「社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)」に修正する。事業位置において、「大津百町重点区域」を追加する。事業概要において、「【市道中2524号線、市道中3315号線】歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。」を追加する。事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由において、「大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致」を追加する。	記載内容の誤り。および、事業内容の変更による。
6-19	6-19	事業手法を「令和9年度」に変更する。事業期間を「令和9年度(2027年度)」に変更する。イメージ図を削除する。	事業内容の変更による。
7-2	7-2	2「浮御堂」を「海門山満月寺浮御堂」に変更する。	名称を統一するため。
7-3	7-3	8「木村家住宅主屋」を「木村家住宅主屋、土蔵」に変更する。	対象を明確にするため。
7-3	7-3	10「豆信料亭棟」を「豆信料亭棟、蔵、門塀」に変更する。	対象を明確にするため。
7-4	7-4	12「玉屋町町家山蔵」を「玉屋町山蔵」に変更する。	記載内容の誤り。
7-4	7-4	13「桐畑家住宅主屋」を「桐畑家住宅主屋、離れ、土蔵」に変更する。	対象を明確にするため。
7-4	7-4	17「森本家住宅主屋」を「森本家住宅主屋、門塀」に変更する。	対象を明確にするため。
7-5	7-5	18「初田家住宅主屋」を「初田家住宅主屋、土蔵、塀」に変更する。	対象を明確にするため。
7-5	7-5	19「佐野家住宅主屋」を「佐野家住宅主屋、土蔵」に変更する。	対象を明確にするため。
7-5	7-5	21「小川家住宅主屋」を「小川家住宅主屋、土蔵」に変更する。	対象を明確にするため。
参-8	参-8	「書跡・典籍・古文書／比良庄絵図／室町／北比良財産管理会／北比良／R5.6.27」を追加する。	新指定のため。

変更後ページ	変更前ページ	変更内容	変更理由
参-8	参-8	「無形文化財／木工芸／—／宮本貞治／大物／R5.10.18」を追加する。	県指定から国指定となったため。
参-9	参-9	「絵画／紙本金地著色檜図〈海北友松筆六曲屏風〉／江戸／滋賀県／京町四丁目／R5.3.17」を追加する。	新指定のため。
参-10	参-10	「考古資料／真野古墳出土品／古墳／大津市／御陵町／R5.3.17」を追加する。	市指定から県指定となったため。
参-10	参-10	「無形文化財／木工芸／—／宮本貞治／大物／H16.4.16」を削除する。	県指定から国指定となったため。
参-10	参-10	「有形民俗文化財／北比良の石屋用具／—／滋賀県／京町四丁目／R5.3.17」を追加する。	新指定のため。
参-13	参-12	「考古資料／真野古墳出土品／古墳／大津市／御陵町／H19.2.15」を削除する。	市指定から県指定となったため。

新

(表紙)

大津市歴史的風致維持向上計画  
わがまちの風情あるまちなみと営みを次の世代へ

令和3年3月 大津市  
(令和6年3月 改訂)

旧

(表紙)

大津市歴史的風致維持向上計画  
わがまちの風情あるまちなみと営みを次の世代へ







令和3年3月 大津市  
(令和5年3月 改訂)



■新旧対照表




新	旧
<p>(P2-1-6)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史の風致 テーマ① 琵琶湖の恵みと自然との共生</p> <p>2-3. 園城寺（三井寺）と除夜の鐘（三井晩鐘） 近江八景の「三井晩鐘」は、天台宗門宗の総本山である園城寺の夕暮れに鐘の音が鳴り響く情景を主題としたものである。園城寺の鐘は音色のよいくことで知られ、形の平等院、銘の神護寺とともに「音の三井寺」として「日本三名鐘」の1つ<sup>10</sup>に数えられ、環境省による「残したい日本の音風景100選」にも選定されている。 園城寺（三井寺）では年末に除夜の鐘が撞かれ、園城寺（三井寺）の門前町と琵琶湖周辺にその美しい鐘の音が響きわたる。</p> <p>2-3-1. 園城寺（三井寺） 園城寺（三井寺）は大友皇子の子、大友与多王が父の菩提をとむらうために創建したと伝えられており、西国三十三所観音巡礼の札所として知られる。同寺の湧水を天智・天武・持統の三天皇が産湯としたことから、御井寺（みいのてら）＝三井寺と通称されている（以下、正式名称や登録名称で記載する場合を除き、三井寺と記す）。 貞観年間（859～877）、智証大師円珍によって再興され、平安時代以降は皇室、貴族、武家などの幅広い信仰を集めて栄えたが、しばしば戦乱に見舞われ、堂舎が失われた。それでも、現在、国宝4件、重要文化財8件の建造物を中心に伽藍を形成している寺院である。 なお、三井寺については「8. 三井寺を中心とする歴史の風致」で詳しく紹介する。</p> <p>【園城寺 鐘楼（重要文化財（建造物） 桃山時代）】 金堂の南東に建つ鐘楼で、鐘楼の一般的な形である四本柱や袴腰付ではなく、桁行2間・梁間1間で6本の柱を立て、周囲の下方は板壁、上方は荒い格子となり、東側の妻の下にある潜戸から出入りする。内部は、潜戸を入った東の間に撞木を、西の間に梵鐘を釣っている。 鐘楼に吊された梵鐘（県指定有形文化財（工芸品））に、慶長7年（1602）4月21日の刻銘があることから、鐘楼の建立もこのときと考えられている。</p> <p>【園城寺金堂（国宝（建造物） 桃山時代）】 元あった金堂は、文禄4年（1595）豊臣秀吉によって三井寺が關所<sup>11</sup>とされた際に延暦寺へ移されたが、慶長3年（1598）關所が解けると翌4年豊臣秀吉の夫人北政所によって再建されたことが、隅木や破風板の墨書よりわかっている。伝統的な天台系本堂の形式をよく伝えている。</p> <p><sup>10</sup> 諸説あり。 <sup>11</sup> 財産の没収。</p> <p>2-1-6</p>	<p>(P2-1-6)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史の風致 テーマ① 琵琶湖の恵みと自然との共生</p> <p>2-3. 園城寺（三井寺）と除夜の鐘（三井晩鐘） 近江八景の「三井晩鐘」は、天台宗門宗の総本山である園城寺の夕暮れに鐘の音が鳴り響く情景を主題としたものである。園城寺の鐘は音色のよいくことで知られ、形の平等院、銘の神護寺とともに「音の三井寺」として「日本三名鐘」の1つ<sup>10</sup>に数えられ、環境省による「残したい日本の音風景100選」にも選定されている。 園城寺（三井寺）では年末に除夜の鐘が撞かれ、園城寺（三井寺）の門前町と琵琶湖周辺にその美しい鐘の音が響きわたる。</p> <p>2-3-1. 園城寺（三井寺） 園城寺（三井寺）は大友皇子の子、大友与多王が父の菩提をとむらうために創建したと伝えられており、西国三十三所観音巡礼の札所として知られる。同寺の湧水を天智・天武・持統の三天皇が産湯としたことから、御井寺（みいのてら）＝三井寺と通称されている（以下、正式名称や登録名称で記載する場合を除き、三井寺と記す）。 貞観年間（859～877）、智証大師円珍によって再興され、平安時代以降は皇室、貴族、武家などの幅広い信仰を集めて栄えたが、しばしば戦乱に見舞われ、堂舎が失われた。それでも、現在、国宝4件、重要文化財8件の建造物を中心に伽藍を形成している寺院である。 なお、三井寺については「8. 三井寺を中心とする歴史の風致」で詳しく紹介する。</p> <p>【園城寺 鐘楼（重要文化財（建造物） 桃山時代）】 金堂の南東に建つ鐘楼で、鐘楼の一般的な形である四本柱や袴腰付ではなく、桁行2間・梁間1間で6本の柱を立て、周囲の下方は板壁、上方は荒い格子となり、東側の妻の下にある潜戸から出入りする。内部は、潜戸を入った東の間に撞木を、西の間に梵鐘を釣っている。 鐘楼に吊された梵鐘（県指定有形文化財（工芸品））に、慶長7年（1602）4月21日の刻銘があることから、鐘楼の建立もこのときと考えられている。</p> <p>【園城寺金堂（国宝（建造物） 桃山時代）】 元あった金堂は、文禄4年（1595）豊臣秀吉によって三井寺が關所<sup>11</sup>とされた際に延暦寺へ移されたが、慶長3年（1598）關所が解けると翌4年豊臣秀吉の夫人北政所によって再建されたことが、隅木や破風板の墨書よりわかっている。伝統的な天台系本堂の形式をよく伝えている。</p> <p><sup>10</sup> 諸説あり。 <sup>11</sup> 財産の没収。</p> <p>2-1-6</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P2-1-7)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第2章 維持・向上すべき歴史の風致 1. 近江八景と琵琶湖を愛する活動に見る歴史の風致</p> <p>【園城寺観音堂（県指定有形文化財（建造物） 江戸時代）】 33年に一度開帳される秘仏、如意輪観音像（重要文化財（彫刻））を安置する。建物は棟札から元禄2年（1689）に再建されたものであるとわかり<sup>12</sup>、重層入母屋造、本瓦葺で、内部は正堂と礼堂を相の間でつなぐ密教系観音堂の古い形式をとどめながら、内陣には元禄期の華やかな意匠をみせる（指定名称は園城寺南院礼所伽藍観音堂）。</p>  <p>写2-1-11 園城寺観音堂 (提供：園城寺)</p> <p>2-3-2. 三井寺の鐘 三井寺の鐘は美しい鐘の音から「日本三名鐘」の1つに数えられ<sup>13</sup>、夕刻を告げる鐘や大みそかに撞かれる除夜の鐘は、近隣をはじめ、多くの人々が古くからその音色に親しんできた。 大みそかの12月31日の23時から行われる三井寺の除夜の鐘は、名鐘の音で市内に年の暮れと年の初めを告げる行事である。 献灯の明かりで満たされた金堂で衆僧の声明・法華儀法の声が響きわたるころ、観音堂から琵琶湖の龍神を模した龍頭と法線に先導されて、献灯の列が「六根 清 浄 儼悔々々」と唱えながら金堂まで移動する。一行が金堂での献灯と加持を受けたのち、銅鑼の音と役僧の「除夜の鐘一」という声を合図に第一鐘が打たれる。希望する者は鐘を撞くこともできる。 一般的に除夜の鐘は108回とされるが、三井寺の場合は数に決まりはない。これは鐘の音を琵琶湖の龍神への供養のため、撞く数が多いほど良いとされるからである。 『傳説と三井の晩鐘』（昭和26年（1951）刊）では、三井寺の鐘と琵琶湖の龍神の伝説について紹介されているほか、三井寺の除夜の鐘の行事が『数多くの燈明を献じ目玉餅を造って供へ、多人数の人達に鐘を撞かせる特別の儀式が行われていたことが説儀類集といふ古書に記録されている』とも紹介しており<sup>14</sup>、少なくとも昭和26年（1951）以前よりこの行事が行われていたことがわかる。 なお、名鐘として知られる三井寺の鐘は環境省による「残したい日本の音風景100選」にも選定され、大みそかの夜のほか、夕刻を告げる鐘として周辺に響く。三井寺の鐘が実際に聞こえる範囲は、市民グループによる平成26年（2014）の調査では、およそ600m以内が多いが、最も遠くでは1,400mという結果だった。ビルなどの遮蔽物や自動車などの音によって、以前より</p>  <p>写2-1-12 除夜の鐘の行事1 (提供：園城寺)</p>  <p>写2-1-13 除夜の鐘の行事2 (提供：園城寺)</p> <p style="text-align: right;">第2章</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2-1-7</p>	<p>(P2-1-7)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">第2章 維持・向上すべき歴史の風致 1. 近江八景と琵琶湖を愛する活動に見る歴史の風致</p> <p>【園城寺観音堂（県指定有形文化財（建造物） 江戸時代）】 33年に一度開帳される秘仏、如意輪観音像（重要文化財（彫刻））を安置する。建物は棟札から元禄2年（1689）に再建されたものであるとわかり<sup>12</sup>、重層入母屋造、本瓦葺で、内部は正堂と礼堂を相の間でつなぐ密教系観音堂の古い形式をとどめながら、内陣には元禄期の華やかな意匠をみせる（指定名称は園城寺南院礼所伽藍観音堂）。</p>  <p>写2-1-11 園城寺観音堂 (提供：園城寺)</p> <p>2-3-2. 三井寺の鐘 三井寺の鐘は美しい鐘の音から「日本三名鐘」の1つに数えられ<sup>13</sup>、夕刻を告げる鐘や大みそかに撞かれる除夜の鐘は、近隣をはじめ、多くの人々が古くからその音色に親しんできた。 大みそかの12月31日の23時から行われる三井寺の除夜の鐘は、名鐘の音で市内に年の暮れと年の初めを告げる行事である。 献灯の明かりで満たされた金堂で衆僧の声明・法華儀法の声が響きわたるころ、観音堂から琵琶湖の龍神を模した龍頭と法線に先導されて、献灯の列が「六根 清 浄 儼悔々々」と唱えながら金堂まで移動する。一行が金堂での献灯と加持を受けたのち、銅鑼の音と役僧の「除夜の鐘一」という声を合図に第一鐘が打たれる。希望する者は鐘を撞くこともできる。 一般的に除夜の鐘は108回とされるが、三井寺の場合は数に決まりはない。これは鐘の音を琵琶湖の龍神への供養のため、撞く数が多いほど良いとされるからである。 『傳説と三井の晩鐘』（昭和26年（1951）刊）では、三井寺の鐘と琵琶湖の龍神の伝説について紹介されているほか、三井寺の除夜の鐘の行事が『数多くの燈明を献じ目玉餅を造って供へ、多人数の人達に鐘を撞かせる特別の儀式が行われていたことが説儀類集といふ古書に記録されている』とも紹介しており<sup>14</sup>、少なくとも昭和26年（1951）以前よりこの行事が行われていたことがわかる。 なお、名鐘として知られる三井寺の鐘は環境省による「残したい日本の音風景100選」にも選定され、大みそかの夜のほか、夕刻を告げる鐘として周辺に響く。三井寺の鐘が実際に聞こえる範囲は、市民グループによる平成26年（2014）の調査では、およそ600m以内が多いが、最も遠くでは1,400mという結果だった。ビルなどの遮蔽物や自動車などの音によって、以前より</p>  <p>写2-1-12 除夜の鐘の行事1 (提供：園城寺)</p>  <p>写2-1-13 除夜の鐘の行事2 (提供：園城寺)</p> <p style="text-align: right;">第2章</p> <hr/> <p style="text-align: center;">2-1-7</p>



■新旧対照表

新	旧
<p>(P2-2-5)</p> <p style="text-align: right;">第2章 維持・向上すべき歴史的風致 2. 自然との共生に見る歴史的風致</p> <p>2-2. 石に関わる行事や生業</p> <p>【百間堤の維持管理】</p> <p>百間堤は、大物地区、南比良地区の集落を洪水から守るとともに、約100戸の生活用水と30町歩の田畑を潤すことができたとのことである。両地区では現在も水番を決めて管理しており、稲を育てる時期の3月～9月の期間だけ水番が取水口を開閉できることになっている。水番は取水口の開閉のほか、百間堤を含めた水路の点検、清掃などを行っている。昭和6年(1931)の大物地区の財産区の金銭出納簿には、水番を務める者へ謝金を支出したことが記録されており、少なくともこれ以前から行われていることがわかる。また、昭和44年(1969)の大物地区での部落議員会決議録には、「百間堤の取水路を南比良部落と共同で補修することを接渉(原文ママ)する<sup>2)</sup>。」と決議したことが記録されており、少なくともこれ以前から補修などの管理を地域住民が担っていたことがわかる。なお、近年は水番とは別に、年1回、地元の老人会が除草作業を行うようになってきているが、高齢化により人手の確保が困難となっている。</p> <p>【石積みの棚田の維持管理】</p> <p>守山地区の石積みの棚田では「湯がかり会」という水利組合が組織され、田植えの時期の5月から稲刈りの時期の8月まで、田の水の管理を行っている。「湯がかり」とは、生活・農業に欠かせない水を、必要な人に公平に分け与える仕組みをいう。湯がかりという呼称や加入料の徴収についての記録が、昭和36年(1961)の帳簿で確認できることから、少なくともこれ以前から行われていることが分かる。</p> <p>当初は、自治会が水利権を持っており、自治会長(当時の「区長」・「総代」)が水利の利用料や加入料を徴収し、自治会内で耕作をしていない者を水番の専任者として雇い、水の管理を行っていた。しかし、集落の人口減少が進むにつれて専任者がいなくなり、水利の管理が出来なくなった。そこで、平成6年(1994)11月、新たに水番を行う組織の準備会を立ち上げ、自治会との役割分担や役員の選出方法などの協議を重ねた後、平成7年(1995)5月、農業を営む老人会の有志により自治会から独立した「湯がかり会」が創設された。</p> <p>湯がかり会は組合員の田の広さに応じて管理費を徴収し、平等に水が行き届くよう、水番を行う。現在は、当番表を作成し、交代で水番を行っており、水番には報酬が支払われる。</p> <p>水番以外にも、湯がかり会には水害を防ぐため大雨の前に野離子川の上流の取水口を閉じ水路に水を流さないようにする役割がある。取水口を閉じる判断をするのは、現在も自治会長が行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第2章</p> <p>写2-2-14 百間堤の維持管理の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>第2章</p> <p>写2-2-14 野離子川の取水口</p> </div> <p style="text-align: right;">2-2-5</p>	<p>(P2-2-5)</p> <p style="text-align: right;">第2章 維持・向上すべき歴史的風致 2. 自然との共生に見る歴史的風致</p> <p>2-2. 石に関わる行事や生業</p> <p>【百間堤の維持管理】</p> <p>百間堤は、大物地区、南比良地区の集落を洪水から守るとともに、約100戸の生活用水と30町歩の田畑を潤すことができたとのことである。両地区では現在も水番を決めて管理しており、稲を育てる時期の3月～9月の期間だけ水番が取水口を開閉できることになっている。水番は取水口の開閉のほか、百間堤を含めた水路の点検、清掃などを行っている。昭和6年(1931)の大物地区の財産区の金銭出納簿には、水番を務める者へ謝金を支出したことが記録されており、少なくともこれ以前から行われていることがわかる。また、昭和44年(1969)の大物地区での部落議員会決議録には、「百間堤の取水路を南比良部落と共同で補修することを接渉(原文ママ)する<sup>2)</sup>。」と決議したことが記録されており、少なくともこれ以前から補修などの管理を地域住民が担っていたことがわかる。なお、近年は水番とは別に、年1回、地元の老人会が除草作業を行うようになってきているが、高齢化により人手の確保が困難となっている。</p> <p>【石積みの棚田の維持管理】</p> <p>守山地区の石積みの棚田では「湯がかり会」という水利組合が組織され、田植えの時期の5月から稲刈りの時期の8月まで、田の水の管理を行っている。「湯がかり」とは、生活・農業に欠かせない水を、必要な人に公平に分け与える仕組みをいう。湯がかりという呼称や加入料の徴収についての記録が、昭和36年(1961)の帳簿で確認できることから、少なくともこれ以前から行われていることが分かる。</p> <p>当初は、自治会が水利権を持っており、自治会長(当時の「区長」・「総代」)が水利の利用料や加入料を徴収し、自治会内で耕作をしていない者を水番の専任者として雇い、水の管理を行っていた。しかし、集落の人口減少が進むにつれて専任者がいなくなり、水利の管理が出来なくなった。そこで、平成6年(1994)11月、新たに水番を行う組織の準備会を立ち上げ、自治会との役割分担や役員の選出方法などの協議を重ねた後、平成7年(1995)5月、農業を営む老人会の有志により自治会から独立した「湯がかり会」が創設された。</p> <p>湯がかり会は組合員の田の広さに応じて管理費を徴収し、平等に水が行き届くよう、水番を行う。現在は、当番表を作成し、交代で水番を行っており、水番には報酬が支払われる。</p> <p>水番以外にも、湯がかり会には水害を防ぐため大雨の前に野離子川の上流の取水口を閉じ水路に水を流さないようにする役割がある。取水口を閉じる判断をするのは、現在も自治会長が行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>第2章</p> <p>写2-2-14 野離子川の取水口</p> </div> <p style="text-align: right;">2-2-5</p>

<sup>2)</sup> 「折衝する」か。

<sup>2)</sup> 「折衝する」か。

新	旧
<p>(P2-3-3)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史の風致 テーマ① 琵琶湖の恵みと自然との共生</p> <p>3-1. 暮らしのなかの主な歴史の建造物 堅田地域は琵琶湖の最狭部に位置し、船の往来が非常に多い地域であった。また、漁業、造船業も盛んに行われた地域であり、今でも当時の姿を感じさせる建造物が残っている。</p> <p>【出島の灯台（市指定有形民俗文化財 明治時代）】 琵琶湖の最狭部に位置する今堅田の岬の先端に建てられた高さ約7.8mの灯台。『出嶋灯台の由来』<sup>3)</sup>により、明治8年（1875）に建てられたとされる。高床形式で、四隅に立つ4本の柱と中心の支柱の計5本の柱で支え、支柱の頂部に火袋を取り付ける。大正7年（1918）まではランプであったが、それ以後は電灯が使用されている。 戦時中、一時点灯は中断されたが戦後再開した。しかしながら、陸上交通の発達で船の航行が減り、昭和36年（1961）の第二室戸台風で倒壊寸前となった。それでも、昭和45年（1970）9月15日に撮影した出島の写真には灯台の姿が映っている<sup>4)</sup>。その後、地元で灯台保存会が発足し、熱心な活動の結果、昭和48年（1973）に復旧し、平成3年（1991）本市の有形民俗文化財に指定された。</p> <p>【海門山満月寺浮御堂（登録有形文化財（建造物） 昭和時代）】 浮御堂は、平安時代中ごろに比叡山の恵心僧都源信が湖上安全と衆生済度<sup>5)</sup>を願って千体仏を造立し、それを安置するために湖中に建てた堂舎にはじまると伝える。鎌倉時代に天台宗から臨済宗大徳寺派にかわり、天文年間（1532～1555）ごろに描かれた大徳寺塔頭瑞峯院の旧観絵には、既にその姿が描かれている。江戸時代のはじめに、「近江八景」が選定されると、「堅田落雁」の舞台として広く知られた。 昭和9年（1934）9月の室戸台風で倒壊し、約800体の仏像とともに湖中に没したが、昭和12年（1937）に再建された。昭和12年（1937）5月30日発行の『堅田時報』<sup>6)</sup>192号によれば、昭和11年（1936）4月24日に着工し、昭和12年（1937）5月15日から3日間、落慶法要をおこなっている。</p> <p><sup>3)</sup> 1902年生まれで、昭和48年（1973）の復興にたずさわった船大工が、昭和59年（1984）にまとめた手記。 <sup>4)</sup> 大西伸人『琵琶湖・堅田の原風景』（東方出版、2000）23頁。 <sup>5)</sup> 仏・菩薩が人々を救って悟りを得させること。 <sup>6)</sup> 大正9年（1920）から昭和31年（1956）にかけて堅田町で出された情報誌。</p> <p>2-3-3</p>	<p>(P2-3-3)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史の風致 テーマ① 琵琶湖の恵みと自然との共生</p> <p>3-1. 暮らしのなかの主な歴史の建造物 堅田地域は琵琶湖の最狭部に位置し、船の往来が非常に多い地域であった。また、漁業、造船業も盛んに行われた地域であり、今でも当時の姿を感じさせる建造物が残っている。</p> <p>【出島の灯台（市指定有形民俗文化財 明治時代）】 琵琶湖の最狭部に位置する今堅田の岬の先端に建てられた高さ約7.8mの灯台。『出嶋灯台の由来』<sup>3)</sup>により、明治8年（1875）に建てられたとされる。高床形式で、四隅に立つ4本の柱と中心の支柱の計5本の柱で支え、支柱の頂部に火袋を取り付ける。大正7年（1918）まではランプであったが、それ以後は電灯が使用されている。 戦時中、一時点灯は中断されたが戦後再開した。しかしながら、陸上交通の発達で船の航行が減り、昭和36年（1961）の第二室戸台風で倒壊寸前となった。それでも、昭和45年（1970）9月15日に撮影した出島の写真には灯台の姿が映っている<sup>4)</sup>。その後、地元で灯台保存会が発足し、熱心な活動の結果、昭和48年（1973）に復旧し、平成3年（1991）本市の有形民俗文化財に指定された。</p> <p>【浮御堂（登録有形文化財（建造物） 昭和時代）】 浮御堂は、平安時代中ごろに比叡山の恵心僧都源信が湖上安全と衆生済度<sup>5)</sup>を願って千体仏を造立し、それを安置するために湖中に建てた堂舎にはじまると伝える。鎌倉時代に天台宗から臨済宗大徳寺派にかわり、天文年間（1532～1555）ごろに描かれた大徳寺塔頭瑞峯院の旧観絵には、既にその姿が描かれている。江戸時代のはじめに、「近江八景」が選定されると、「堅田落雁」の舞台として広く知られた。 昭和9年（1934）9月の室戸台風で倒壊し、約800体の仏像とともに湖中に没したが、昭和12年（1937）に再建された。昭和12年（1937）5月30日発行の『堅田時報』<sup>6)</sup>192号によれば、昭和11年（1936）4月24日に着工し、昭和12年（1937）5月15日から3日間、落慶法要をおこなっている。</p> <p><sup>3)</sup> 1902年生まれで、昭和48年（1973）の復興にたずさわった船大工が、昭和59年（1984）にまとめた手記。 <sup>4)</sup> 大西伸人『琵琶湖・堅田の原風景』（東方出版、2000）23頁。 <sup>5)</sup> 仏・菩薩が人々を救って悟りを得させること。 <sup>6)</sup> 大正9年（1920）から昭和31年（1956）にかけて堅田町で出された情報誌。</p> <p>2-3-3</p>









■新旧対照表

新	旧
<p>(P2-8-9)</p> <p style="text-align: right;">第2章 進行・向上すべき歴史の風致 B. 三井寺を中心とする歴史の風致</p> <p>部に設けられた外長押や加敷造<sup>7</sup>は、昭和初期の町家の特徴である。</p> <p>【木村家住宅主屋（登録有形文化財（建造物） 明治時代）】 長等二丁目ある木村家住宅は、主屋と土蔵が登録有形文化財である。主屋は、内部の構造材の状態やつし2階建て椽瓦葺の構造から、江戸後期から明治時代前期<sup>8</sup>に建築されたと考えられている。正面の通りは、昭和初期の軒切り<sup>9</sup>がされていないことから、江戸末期の町家の意匠である虫籠窓や構造を内外にそのまま残している。</p> <p>3-1-3. 綱打祭、例祭</p> <p>【綱打祭】 綱打祭は、1月14日～16日のあいだに行われる。この行事は、長等神社の主祭神である建速須佐之男神がヤマタノオロチを退治し、住民の難儀を救った故事をもとにした行事だとされる。神社には18世紀後期ごろに長谷川等潤が描いた「古式綱打神事之図」が伝わり、綱打ちの様子が記録されている。</p> <p>14日の午後、氏子の有志十数名が境内に集まり、約30束の藁を使って藁蛇とよばれる藁蛇をつくる。蛇の尾は藁縄を3本つくり、それらをより合わせて1本にまとめる。最後に藁束をかぶせてうろこ状に見えるようにして仕上げ、長さ約30mの尾をつくりあげる。一方、蛇の頭部は直径40cm程の藁束に、頭や頸、舌、ひげなどを様々な編み方で作り、くみ上げる。目の部分にはミカンが使われる。</p> <p>藁蛇は拝殿に頭部を本殿へ向けて安置され、尾が楼門前の道路まで伸ばされる。『長等のあゆみ』に記された地元の伝承によれば、現在では尾は境内のみで終わるが、かつての蛇の尾は神社から分離し、各町が競争して尾を作った。尾1本につき、藁100束を用い、その長さを競い合った<sup>9</sup>。</p> <p>15日、氏子たちは長く伸びた蛇の尾を踏んで神社に参拝する。尾を踏むことによって龍蛇に災厄を託すのだとされる。この日は古いお札やしめ縄を持参し、境内の一角でお火焚きがある。</p> <p>16日の朝、境内で藁蛇が燃やされる。かつては、燃えたあとの灰を持ち帰り、火鉢に入れておくと、災厄から逃れられるという伝承があった。</p> <p><sup>7</sup> 京町家にみられ、軒の出を支えるため、柱および東から外向きに腕木を出して出桁を受け、水平に板を張って軒裏天井とした造りのこと。 <sup>8</sup> 大正末期から昭和初期まで行われた「軒下地として利用していた官有地道路敷きの占用取り消しに伴う道路拡張」により、道路にはみ出していた庇などを道路境界線に収まるように切ること。 <sup>9</sup> 長等のあゆみ編集委員会『長等のあゆみ』（長等神社鎮座千三百年記念大祭奉賛会、1982）47頁。</p> <p style="text-align: right;">2-8-9</p>	<p>(P2-8-9)</p> <p style="text-align: right;">第2章 進行・向上すべき歴史の風致 B. 三井寺を中心とする歴史の風致</p> <p>部に設けられた外長押や加敷造<sup>7</sup>は、昭和初期の町家の特徴である。</p> <p>【木村家住宅主屋（登録有形文化財（建造物） 明治時代）】 長等二丁目ある木村家住宅は、主屋と土蔵が登録有形文化財である。主屋は、内部の構造材の状態やつし2階建て椽瓦葺の構造から、江戸後期から明治時代前期<sup>8</sup>に建築されたと考えられている。正面の通りは、昭和初期の軒切り<sup>9</sup>がされていないことから、江戸末期の町家の意匠である虫籠窓や構造を内外にそのまま残している。</p> <p>3-1-3. 綱打祭、例祭</p> <p>【綱打祭】 綱打祭は、1月14日～16日のあいだに行われる。この行事は、長等神社の主祭神である建速須佐之男神がヤマタノオロチを退治し、住民の難儀を救った故事をもとにした行事だとされる。神社には18世紀後期ごろに長谷川等潤が描いた「古式綱打神事之図」が伝わり、綱打ちの様子が記録されている。</p> <p>14日の午後、氏子の有志十数名が境内に集まり、約30束の藁を使って藁蛇とよばれる藁蛇をつくる。蛇の尾は藁縄を3本つくり、それらをより合わせて1本にまとめる。最後に藁束をかぶせてうろこ状に見えるようにして仕上げ、長さ約30mの尾をつくりあげる。一方、蛇の頭部は直径40cm程の藁束に、頭や頸、舌、ひげなどを様々な編み方で作り、くみ上げる。目の部分にはミカンが使われる。</p> <p>藁蛇は拝殿に頭部を本殿へ向けて安置され、尾が楼門前の道路まで伸ばされる。『長等のあゆみ』に記された地元の伝承によれば、現在では尾は境内のみで終わるが、かつての蛇の尾は神社から分離し、各町が競争して尾を作った。尾1本につき、藁100束を用い、その長さを競い合った<sup>9</sup>。</p> <p>15日、氏子たちは長く伸びた蛇の尾を踏んで神社に参拝する。尾を踏むことによって龍蛇に災厄を託すのだとされる。この日は古いお札やしめ縄を持参し、境内の一角でお火焚きがある。</p> <p>16日の朝、境内で藁蛇が燃やされる。かつては、燃えたあとの灰を持ち帰り、火鉢に入れておくと、災厄から逃れられるという伝承があった。</p> <p><sup>7</sup> 京町家にみられ、軒の出を支えるため、柱および東から外向きに腕木を出して出桁を受け、水平に板を張って軒裏天井とした造りのこと。 <sup>8</sup> 大正末期から昭和初期まで行われた「軒下地として利用していた官有地道路敷きの占用取り消しに伴う道路拡張」により、道路にはみ出していた庇などを道路境界線に収まるように切ること。 <sup>9</sup> 長等のあゆみ編集委員会『長等のあゆみ』（長等神社鎮座千三百年記念大祭奉賛会、1982）47頁。</p> <p style="text-align: right;">2-8-9</p>

■新旧対照表







新	旧
<p>(P2-10-6)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史の風致 テーマ③ 大津三大祭に代表される祭礼行事</p> <p>【那波加荒魂神社本殿（昭和時代）】 雄琴にある那波加神社の上社。本殿は、一間社流造。前の本殿が台風による被害で倒壊したことに伴い、再建された。棟札から昭和42年（1967）に再建されたことがわかる。 山王祭では、3月27日に行われる直木神事、真禰神事の際に、切り出された大榎が境内に奉安される。</p> <p>第2章</p> <p>【旧岡本家住宅主屋ほか（市指定有形文化財（建造物） 江戸時代）】 江戸時代、山門公人として延暦寺に仕えた旧岡本家の住宅。山門公人は得度を基本とするが、生活は民間人で、それぞれの家業を持ち、必要なときに延暦寺への年貢米の管理や各堂舎で行われる法会の準備などを行う人々。 南北に細長い敷地の中で南の道に面して門を開き、すこし奥まっつて主屋があり、北奥に米蔵と馬屋が並ぶ。主屋は、大小9室を設け、表側の3室を接客の間とし、一部には横井金谷の襷絵が描かれている。同家の過去帳と屋根裏から発見された祈禱札に元治元年（1864）の記があることから、主屋は江戸時代の末の建築になる。 内部を塗籠という特異な仕上げの米蔵と、来訪者の馬を繋いだ馬屋、表門と合わせて、往時の公人の生活が伺える貴重な建物・家構えである。 未指定ではあるが、道に面した石垣や土塀、敷地内の庭園、石造物、礎石なども残り、現在は、公人屋敷として、公人の生活ぶりを伝える施設として内部が公開されている。</p> <p>2-10-6</p>	<p>(P2-10-6)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史の風致 テーマ③ 大津三大祭に代表される祭礼行事</p> <p>【那波加荒魂神社本殿（昭和時代）】 雄琴にある那波加神社の上社。本殿は、一間社流造。前の本殿が台風による被害で倒壊したことに伴い、再建された。棟札から昭和42年（1967）に再建されたことがわかる。 山王祭では、3月27日に行われる直木神事、真禰神事の際に、切り出された大榎が境内に奉安される。</p> <p>第2章</p> <p>【旧岡本家住宅主屋ほか（市指定有形文化財（建造物） 江戸時代）】 江戸時代、山門公人として延暦寺に仕えた旧岡本家の住宅。山門公人は得度を基本とするが、生活は民間人で、それぞれの家業を持ち、必要なときに延暦寺への年貢米の管理や各堂舎で行われる法会の準備などを行う人々。 南北に細長い敷地の中で南の道に面して門を開き、すこし奥まっつて主屋があり、北奥に米蔵と馬屋が並ぶ。主屋は、大小9室を設け、表側の3室を接客の間とし、一部には横井金谷の襷絵が描かれている。同家の過去帳と屋根裏から発見された祈禱札に元治元年（1864）の記があることから、主屋は江戸時代の末の建築になる。 内部を塗籠という特異な仕上げの米蔵と、来訪者の馬を繋いだ馬屋、表門と合わせて、往時の公人の生活が伺える貴重な建物・家構えである。 現在は、公人屋敷として、公人の生活ぶりを伝える施設として内部が公開されている。</p> <p>2-10-6</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P2-11-7)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史的風致 テーマ③ 大津三大祭に代表される祭礼行事</p> <p><b>【上京町町家主屋】</b></p> <p>京町一丁目の京町通り（東海道）に北面する上京町町家の主屋は、昭和7年（1932）から昭和8年（1933）の経費をまとめた「新築経費諸控帳」が残されていることからこのころの建築と考えられる。間口3間の屋敷地いっぱいにて建てられた主屋は、1階向かって右手約4尺幅程を裏に抜ける通路とし、通路から直接に2階に上る階段を設けている。1階はこの通路以外が貸家で、2階が会所の専用空間になっている。通路奥には曳山を収納した山蔵があり、曳山を組み立てる時部材はここを使って出し入れされる。2階表側の窓の下部には、曳山と結ぶ長さ約2mほどの引き込み式の枝橋が仕舞われており、他の町家には見られない珍しいものである。ちなみに枝橋は主屋よりも部材が古く、建て替え前の建物にも同様の仕掛けがあったことがわかる。</p>  <p>写2-11-7 上京町町家主屋</p> <p><b>【中京町町家主屋】</b></p> <p>京町一丁目の京町通り（東海道）に北面する中京町町家の主屋は、部材の経年の度合いなどから19世紀前半の建築と推定され、昭和29年（1954）に撮影された大津祭の記念写真にその姿が見える。明治6年（1873）の絵図「地券改二付六尺巻間半改正正面図」では、現町家の地に「町中持」（表口四間二尺三寸）とあり、少なくとも明治初期以来、現在地が町家として使われていることが分かる。一般の町家を町内の家持の人で町家として購入、改造し、2階の通り側の部屋を町会所として使っている。</p>  <p>写2-11-8 中京町町家主屋</p> <p>間口が約4間半で、奥行きは約25間にも及び、丸屋町の町家敷地に次ぎ、旧大津町内でも有数の屋敷規模を誇っている。向かって右手は奥まで通じる通路で、通りに面して建つ間口3間半ほどの主屋の背面に、中庭を挟んで離れ座敷、さらにその背面に曳山を収納する山蔵が建っている。</p> <p><b>【玉屋町町家山蔵】</b></p> <p>中央三丁目の中町通りに北面する玉屋町町家の山蔵は文政13年（1830）の墨書があり、19世紀前期の年代が判明する山蔵として貴重である。また、町家は間口5間とやや広めであるが、奥行きは6間しかないため、主屋と山蔵を表裏に並べず、通りに面して左右に配置するという独特の構成を取っているのが特徴である。</p>  <p>写2-11-9 玉屋町町家山蔵</p> <p>通りに面する2階にはテラスが設けられ、蔵から直接曳山の2階と行き来できるようになっている。このテラスは戦後に改造されたものであるが、蔵2階の入口は建築当初のものであることから、改造前にも曳山と繋ぐ濡れ縁状の板敷きが付いていたものと推測されている。</p> <p>2-11-7</p>	<p>(P2-11-7)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史的風致 テーマ③ 大津三大祭に代表される祭礼行事</p> <p><b>【上京町町家主屋】</b></p> <p>京町一丁目の京町通り（東海道）に北面する上京町町家の主屋は、昭和7年（1932）から昭和8年（1933）の経費をまとめた「新築経費諸控帳」が残されていることからこのころの建築と考えられる。間口3間の屋敷地いっぱいにて建てられた主屋は、1階向かって右手約4尺幅程を裏に抜ける通路とし、通路から直接に2階に上る階段を設けている。1階はこの通路以外が貸家で、2階が会所の専用空間になっている。通路奥には曳山を収納した山蔵があり、曳山を組み立てる時部材はここを使って出し入れされる。2階表側の窓の下部には、曳山と結ぶ長さ約2mほどの引き込み式の枝橋が仕舞われており、他の町家には見られない珍しいものである。ちなみに枝橋は主屋よりも部材が古く、建て替え前の建物にも同様の仕掛けがあったことがわかる。</p>  <p>写2-11-7 上京町町家主屋</p> <p><b>【中京町町家主屋】</b></p> <p>京町一丁目の京町通り（東海道）に北面する中京町町家の主屋は、部材の経年の度合いなどから19世紀前半の建築と推定され、昭和29年（1954）に撮影された大津祭の記念写真にその姿が見える。明治6年（1873）の絵図「地券改二付六尺巻間半改正正面図」では、現町家の地に「町中持」（表口四間二尺三寸）とあり、少なくとも明治初期以来、現在地が町家として使われていることが分かる。一般の町家を町内の家持の人で町家として購入、改造し、2階の通り側の部屋を町会所として使っている。</p>  <p>写2-11-8 中京町町家主屋</p> <p>間口が約4間半で、奥行きは約25間にも及び、丸屋町の町家敷地に次ぎ、旧大津町内でも有数の屋敷規模を誇っている。向かって右手は奥まで通じる通路で、通りに面して建つ間口3間半ほどの主屋の背面に、中庭を挟んで離れ座敷、さらにその背面に曳山を収納する山蔵が建っている。</p> <p><b>【玉屋町町家山蔵】</b></p> <p>中央三丁目の中町通りに北面する玉屋町町家の山蔵は文政13年（1830）の墨書があり、19世紀前期の年代が判明する山蔵として貴重である。また、町家は間口5間とやや広めであるが、奥行きは6間しかないため、主屋と山蔵を表裏に並べず、通りに面して左右に配置するという独特の構成を取っているのが特徴である。</p>  <p>写2-11-9 玉屋町町家山蔵</p> <p>通りに面する2階にはテラスが設けられ、蔵から直接曳山の2階と行き来できるようになっている。このテラスは戦後に改造されたものであるが、蔵2階の入口は建築当初のものであることから、改造前にも曳山と繋ぐ濡れ縁状の板敷きが付いていたものと推測されている。</p> <p>2-11-7</p>



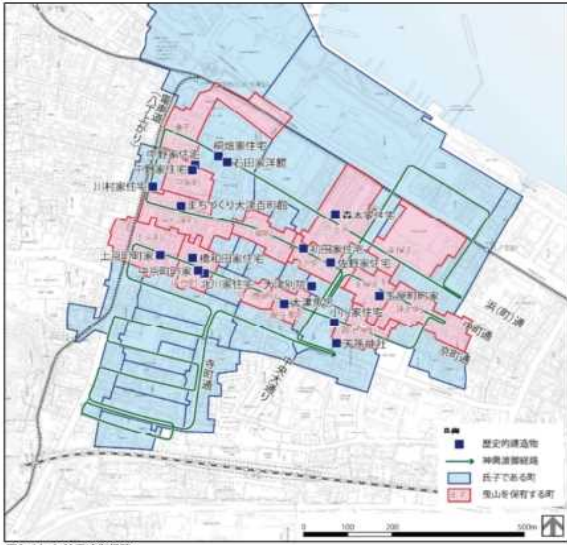
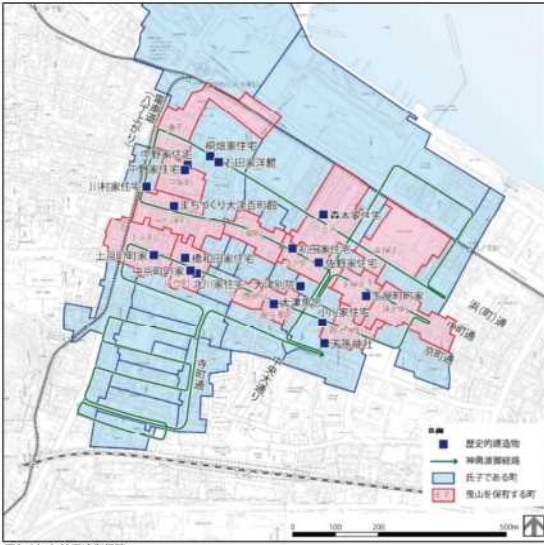
■新旧対照表

新	旧
<p>(P2-11-10)</p> <p style="text-align: center;">第2章 維持・向上すべき歴史の風貌 11. 大津祭に見る歴史の風貌</p> <p>【北川家住宅主屋（登録有形文化財（建造物） 江戸時代）】 京町一丁目の京町通り（東海道）に北面する北川家住宅は、主屋と土蔵が登録有形文化財である。主屋は、建物2軒分を合わせて構成されており、東3間分は江戸末期の建築で、明治20年（1887）ごろに西3間を増築したと伝えられ、明治期に撮影された写真が残る。木造2階建て棧瓦葺で、昭和初期の軒切りで連続する虫籠窓であった2階は現在の緑青色の銅板巻きの虫籠窓とガラス戸に変えられ、1階は平格子や出格子が設けられた。</p>  <p>写2-11-17 北川家住宅主屋</p> <p>【小川家住宅主屋（登録有形文化財（建造物） 江戸時代）】 京町三丁目の京町通り（東海道）に北面する小川家住宅は、主屋と土蔵が登録有形文化財である。主屋は江戸末期の建築で、昭和初期の軒切りを機に高さ方向を増築し、通りに面した2階居室を設けた痕跡があることが、登録有形文化財への登録に伴う建物調査によって判明している。木造2階建て棧瓦葺で、江戸末期に建てられた町家としては最小間口の町家であり、2階はガラス窓にして大津祭の曳山の巡行を観望できるようにし、1階の腰付で窓は、下は研ぎ出し仕上げとし、上に間隔の粗い縦格子を入れているが、昭和初期に流行した当時最先端の技術で造られた意匠である。</p>  <p>写2-11-18 小川家住宅主屋</p> <p>【大津魚忠（登録有形文化財（建造物） 明治時代）】 京町二丁目の京町通り（東海道）に北面する大津魚忠は、昭和45年（1970）8月5日付の朝日新聞に掲載された、当時の所有者への取材記事によれば、明治38年（1905）に呉服商の住居として建てられたとの伝承が掲載されている。現在は改装して懐石料理店となっている。木造2階建て棧瓦葺で間口は広く、当初は表屋造であったが、店舗への改装時に現在の外観となった。</p>  <p>写2-11-19 大津魚忠</p> <p>【橋和田家住宅主屋（登録有形文化財（建造物） 明治時代）】 京町一丁目の京町通り（東海道）に南面する橋和田家住宅は、主屋と土蔵が登録有形文化財である。主屋は、大黒柱をはじめとする内部の状況から明治時代中期に建築されたと考えられ、明治41年（1908）発行の『滋賀県ガイドブック』に建物写真が掲載されている。木造3階建て棧瓦葺で、昭和8年（1933）ごろの軒切りで1階正</p> <p style="text-align: right;">第2章</p>	<p>(P2-11-10)</p> <p style="text-align: center;">第2章 維持・向上すべき歴史の風貌 11. 大津祭に見る歴史の風貌</p> <p>【北川家住宅主屋（登録有形文化財（建造物） 江戸時代）】 京町一丁目の京町通り（東海道）に北面する北川家住宅は、主屋と土蔵が登録有形文化財である。主屋は、建物2軒分を合わせて構成されており、東3間分は江戸末期の建築で、明治20年（1887）ごろに西3間を増築したと伝えられ、明治期に撮影された写真が残る。木造2階建て棧瓦葺で、昭和初期の軒切りで連続する虫籠窓であった2階は現在の緑青色の銅板巻きの虫籠窓とガラス戸に変えられ、1階は平格子や出格子が設けられた。</p>  <p>写2-11-17 北川家住宅主屋</p> <p>【小川家住宅主屋（登録有形文化財（建造物） 江戸時代）】 京町三丁目の京町通り（東海道）に北面する小川家住宅は、主屋と土蔵が登録有形文化財である。主屋は江戸末期の建築で、昭和初期の軒切りを機に高さ方向を増築し、通りに面した2階居室を設けた痕跡があることが、登録有形文化財への登録に伴う建物調査によって判明している。木造2階建て棧瓦葺で、江戸末期に建てられた町家としては最小間口の町家であり、2階はガラス窓にして大津祭の曳山の巡行を観望できるようにし、1階の腰付で窓は、下は研ぎ出し仕上げとし、上に間隔の粗い縦格子を入れているが、昭和初期に流行した当時最先端の技術で造られた意匠である。</p>  <p>写2-11-18 小川家住宅主屋</p> <p>【大津魚忠（登録有形文化財（建造物） 明治時代）】 京町二丁目の京町通り（東海道）に北面する大津魚忠は、昭和45年（1970）8月5日付の朝日新聞に掲載された、当時の所有者への取材記事によれば、明治38年（1905）に呉服商の住居として建てられたとの伝承が掲載されている。現在は改装して懐石料理店となっている。木造2階建て棧瓦葺で間口は広く、当初は表屋造であったが、店舗への改装時に現在の外観となった。</p>  <p>写2-11-19 大津魚忠</p> <p>【橋和田家住宅主屋（登録有形文化財（建造物） 明治時代）】 京町一丁目の京町通り（東海道）に南面する橋和田家住宅は、主屋と土蔵が登録有形文化財である。主屋は、大黒柱をはじめとする内部の状況から明治時代中期に建築されたと考えられ、明治41年（1908）発行の『滋賀県ガイドブック』に建物写真が掲載されている。木造3階建て棧瓦葺で、昭和8年（1933）ごろの軒切りで1階正</p> <p style="text-align: right;">第2章</p>

■新旧対照表


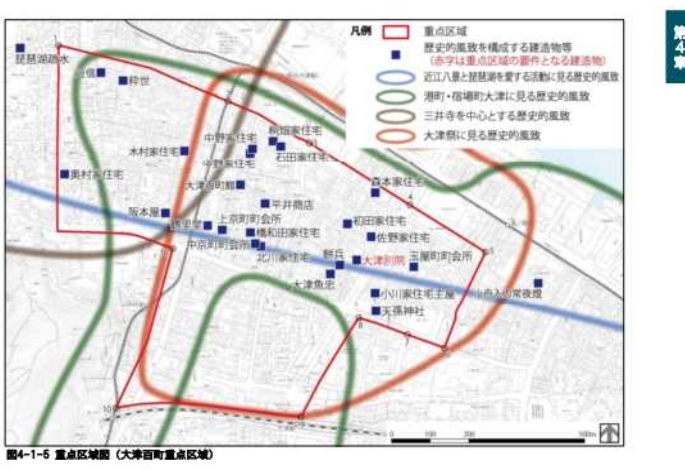
新	旧																																
<p>(P2-11-13)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史的風致 テーマ③ 大津三大祭に代表される祭礼行事</p> <p>4-2: 行程 大津祭の曳山行事は、9月16日に天孫神社で執り行われるくじ取り式で曳山の巡行順を決める事から始まる。 くじ取り式が行われた日から各曳山町では囃子の稽古がはじまり、囃子の音が響き渡り始める。10月1日には「総囃子」と称して、町内の人々に稽古の成果を披露する。 本祭の1週間前には、各町の山蔵の中で保管されている曳山の組み立て（山建て）、本祭前日の宵宮が行われることで、祭情緒が徐々に盛り上がる。</p> <p>第2章</p> <p>表2-11-2 2019年の日種表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>行事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月16日</td> <td>① くじ取り式</td> </tr> <tr> <td>10月1日</td> <td>② 総囃子</td> </tr> <tr> <td>10月6日</td> <td>③ 山建て</td> </tr> <tr> <td>10月12日</td> <td>④ 宵宮</td> </tr> <tr> <td>10月13日</td> <td>⑤ 本祭</td> </tr> <tr> <td>10月14日</td> <td>⑥ 山納め</td> </tr> <tr> <td>10月16日</td> <td>⑦ 奉告祭</td> </tr> </tbody> </table> <p>① くじ取り式 9月16日、大津祭の神事始めを告げる神輿祓いが執り行われたのち、本祭当日の曳山の巡行順を決めるくじ取り式が天孫神社にて行われる。 まず、境内中央の舞殿で前年の巡行順にくじを取る。これを「座くじ」と呼び、巡行の順番を決める「本くじ」を取る順番を決めるくじである。座くじを取り終わると、舞殿から本殿に移動し、座くじの順に本くじを取り、曳山の巡行順を決める。 なお、「くじ取らず」の西行 桜 狸山（鍛冶屋町）は、くじ取り式には参加するが、くじは取らず、常に巡行の先頭を進む。</p> <p>② 総囃子 各曳山町の町家では、くじ取り式が開かれた日の夜から稽古が始まり、町内の人々に稽古の成果を披露する10月1日<sup>※</sup>の総囃子に向け、毎晩のように囃子の稽古が行なわれる。稽古時には、町家の2階の軒下には曳山の名前が染め抜かれた提灯に火がとまり、町内に囃子の音が響き渡る。また、氏子の各家でも軒下に提灯が吊るされ、町内の祭のムードが高まり始める。</p> <p>※ 町の中かには、ほかの日に実施するところもある</p> <p>2-11-13</p>	日時	行事	9月16日	① くじ取り式	10月1日	② 総囃子	10月6日	③ 山建て	10月12日	④ 宵宮	10月13日	⑤ 本祭	10月14日	⑥ 山納め	10月16日	⑦ 奉告祭	<p>(P2-11-13)</p> <p>第2章 維持・向上すべき歴史的風致 テーマ③ 大津三大祭に代表される祭礼行事</p> <p>4-2: 行程 大津祭の曳山行事は、9月16日に天孫神社で執り行われるくじ取り式で曳山の巡行順を決める事から始まる。 くじ取り式が行われた日から各曳山町では囃子の稽古がはじまり、囃子の音が響き渡り始める。10月1日には「総囃子」と称して、町内の人々に稽古の成果を披露する。 本祭の1週間前には、各町の山蔵の中で保管されている曳山の組み立て（山建て）、本祭前日の宵宮が行われることで、祭情緒が徐々に盛り上がる。</p> <p>第2章</p> <p>表2-11-2 2019年の日種表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日時</th> <th>行事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月16日</td> <td>① くじ取り式</td> </tr> <tr> <td>10月1日</td> <td>② 総囃子</td> </tr> <tr> <td>10月6日</td> <td>③ 山建て</td> </tr> <tr> <td>10月12日</td> <td>④ 宵宮</td> </tr> <tr> <td>10月13日</td> <td>⑤ 本祭</td> </tr> <tr> <td>10月14日</td> <td>⑥ 山納め</td> </tr> <tr> <td>10月16日</td> <td>⑦ 奉告祭</td> </tr> </tbody> </table> <p>① くじ取り式 9月16日、大津祭の神事始めを告げる神輿祓いが執り行われたのち、本祭当日の曳山の巡行順を決めるくじ取り式が天孫神社にて行われる。 まず、境内中央の舞殿で前年の巡行順にくじを取る。これを「座くじ」と呼び、巡行の順番を決める「本くじ」を取る順番を決めるくじである。座くじを取り終わると、舞殿から本殿に移動し、座くじの順に本くじを取り、曳山の巡行順を決める。 なお、「くじ取らず」の西行 桜 狸山（鍛冶屋町）は、くじ取り式には参加するが、くじは取らず、常に巡行の先頭を進む。</p> <p>② 総囃子 各曳山町の町家では、くじ取り式が開かれた日の夜から稽古が始まり、町内の人々に稽古の成果を披露する10月1日<sup>※</sup>の総囃子に向け、毎晩のように囃子の稽古が行なわれる。稽古時には、町家の2階の軒下には曳山の名前が染め抜かれた提灯に火がとまり、町内に囃子の音が響き渡る。また、氏子の各家でも軒下に提灯が吊るされ、町内の祭のムードが高まり始める。</p> <p>※ 町の中かには、ほかの日に実施するところもある</p> <p>2-11-13</p>	日時	行事	9月16日	① くじ取り式	10月1日	② 総囃子	10月6日	③ 山建て	10月12日	④ 宵宮	10月13日	⑤ 本祭	10月14日	⑥ 山納め	10月16日	⑦ 奉告祭
日時	行事																																
9月16日	① くじ取り式																																
10月1日	② 総囃子																																
10月6日	③ 山建て																																
10月12日	④ 宵宮																																
10月13日	⑤ 本祭																																
10月14日	⑥ 山納め																																
10月16日	⑦ 奉告祭																																
日時	行事																																
9月16日	① くじ取り式																																
10月1日	② 総囃子																																
10月6日	③ 山建て																																
10月12日	④ 宵宮																																
10月13日	⑤ 本祭																																
10月14日	⑥ 山納め																																
10月16日	⑦ 奉告祭																																

■新旧対照表

新	旧
<p>(P2-11-18)</p> <p style="text-align: right;">第2章 維持・向上すべき歴史的风致 11. 大津祭に見る歴史的风致</p> <p>がつつき、神事行列をにぎやかなものとしている。 神輿と神事行列はお旅所での神事などを経て、15時30分ごろに天孫神社の前で解散する。</p>  <p>図2-11-4 神輿渡御経路</p> <p>⑥ 山納め 曳山を解体して藁へ収めることで、「山仕舞い」や「藁納め」ともいう。本祭翌日の8時、遅い町では9時から始め、午前中遅くとも14時ごろまでに曳山の解体と片づけを終える。このとき修理箇所の確認や祭礼会計の確認をする曳山町もある。そのあと夕刻から町内ごとに「足洗い」と称して、自治会館もしくは別席を設けて関係者の慰労会が催される。</p> <p>⑦ 奉告祭 10月16日、各曳山の責任者が天孫神社に集い、神事が無事終了したことを奉告する。</p> <p style="text-align: right;">2-11-18</p>	<p>(P2-11-18)</p> <p style="text-align: right;">第2章 維持・向上すべき歴史的风致 11. 大津祭に見る歴史的风致</p> <p>がつつき、神事行列をにぎやかなものとしている。 神輿と神事行列はお旅所での神事などを経て、15時30分ごろに天孫神社の前で解散する。</p>  <p>図2-11-4 神輿渡御経路</p> <p>⑥ 山納め 曳山を解体して藁へ収めることで、「山仕舞い」や「藁納め」ともいう。本祭翌日の8時、遅い町では9時から始め、午前中遅くとも14時ごろまでに曳山の解体と片づけを終える。このとき修理箇所の確認や祭礼会計の確認をする曳山町もある。そのあと夕刻から町内ごとに「足洗い」と称して、自治会館もしくは別席を設けて関係者の慰労会が催される。</p> <p>⑦ 奉告祭 10月16日、各曳山の責任者が天孫神社に集い、神事が無事終了したことを奉告する。</p> <p style="text-align: right;">2-11-18</p>



■新旧対照表

新	旧
<p>(P4-13)</p> <p style="text-align: center;">第4章 重点区域の位置及び区域</p> <p>③大津百町重点区域</p> <p>大津百町重点区域は、大津百町と称された区域のうち、歴史的風致の広がりを考慮し、大津祭や商業活動の行われる範囲を重点区域として設定することにした。</p> <p>まずは、「大津祭に見る歴史的風致」の広がる範囲のうち、概ね大津祭の曳山巡行が行われている範囲を重点区域とする。それに加えて、「港町・宿場町大津に見る歴史的風致」で商業活動が行われている範囲や、「三井寺を中心とする歴史的風致」の広がる長等神社、三尾神社それぞれの例祭で神輿渡御が行われている範囲を包括した範囲とし、県道や市道などに沿って境界を設定する。</p> <p>重点区域の名称：大津百町重点区域 重点区域の面積：58ha</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点区域</li> <li>歴史的風致を構成する建造物等 (赤字は重点区域の要件となる建造物)</li> <li>近江八景と琵琶湖を穿する活動に見る歴史的風致</li> <li>港町・宿場町大津に見る歴史的風致</li> <li>三井寺を中心とする歴史的風致</li> <li>大津祭に見る歴史的風致</li> </ul> <p>図4-1-5 重点区域図 (大津百町重点区域)</p> <p style="text-align: right;">第4章</p> <p style="text-align: center;">4-1-3</p>	<p>(P4-13)</p> <p style="text-align: center;">第4章 重点区域の位置及び区域</p> <p>③大津百町重点区域</p> <p>大津百町重点区域は、大津百町と称された区域のうち、歴史的風致の広がりを考慮し、大津祭や商業活動の行われる範囲を重点区域として設定することにした。</p> <p>まずは、「大津祭に見る歴史的風致」の広がる範囲のうち、概ね大津祭の曳山巡行が行われている範囲を重点区域とする。それに加えて、「港町・宿場町大津に見る歴史的風致」で商業活動が行われている範囲や、「三井寺を中心とする歴史的風致」の広がる長等神社、三尾神社それぞれの例祭で神輿渡御が行われている範囲を包括した範囲とし、県道や市道などに沿って境界を設定する。</p> <p>重点区域の名称：大津百町重点区域 重点区域の面積：58ha</p>  <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点区域</li> <li>歴史的風致を構成する建造物等 (赤字は重点区域の要件となる建造物)</li> <li>近江八景と琵琶湖を穿する活動に見る歴史的風致</li> <li>港町・宿場町大津に見る歴史的風致</li> <li>三井寺を中心とする歴史的風致</li> <li>大津祭に見る歴史的風致</li> </ul> <p>図4-1-5 重点区域図 (大津百町重点区域)</p> <p style="text-align: right;">第4章</p> <p style="text-align: center;">4-1-3</p>

■新旧対照表







新	旧
<p>(P5-2)</p> <hr/> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p>さらに、今後、必要に応じて周辺環境も含めた文化財保存活用地域計画を策定し、文化財単体の保存だけでなく、周辺地域も一帯となった良好な環境づくりに取り組む。</p> <hr/> <p><b>(2)文化財の修理(整備)に関する方針</b></p> <p>有形文化財(建造物)は台風などの外的要因や経年劣化により毀損や滅失の被害を受ける恐れがあるため、日ごろの維持管理を含めた予防対策と被害を受けた場合の適切な修理・復旧が求められる。日ごろの予防対策として、所有者などによる適切な維持管理と日常的な点検を行うことで、損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者などの意識向上のための助言を行う。</p> <p>また、文化財の修理(整備)にあたっては文化財の価値を損なうことなく修理(整備)を行う必要があることから、文化財の本質的価値の検討並びに必要な類似する文化財との比較検討を実施したうえで、修復に用いる技術や材料、構造形式などを決定し、従前の形態意匠を踏襲した質の高い修復を実施する。</p> <p>さらに、所有者などの財政的負担の軽減のため、指定等文化財の修理には各種補助制度を積極的に活用する。未指定の文化財の建造物の修理については、所有者と協議しながら、保存のための対策を講ずる。</p> <hr/> <p><b>第5章</b></p> <p><b>(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針</b></p> <p>本市には文化財の保存・活用を行うための施設として、大津市歴史博物館、大津市埋蔵文化財調査センターがあり、文化財の調査、研究のほか、常設展示、企画展の開催、講座の開催などを行っている。</p> <p>上記のような施設のほかに堅田地域の湖族の郷資料館、坂本地域の旧竹林院、公入屋敷、大津地域の現山展示館、まちづくり大津百町館、膳所地域の膳所歴史資料室、上田地域の田上郷土史料館など、市だけでなく、地域住民やNPO法人によって運営されている資料館も多数存在しており、市民が文化財に親しみ、学習する場としての機能を果たしている。</p> <p>今後もこれらの施設において、文化財の保存・活用が継続して行われるよう、関係団体や地域住民と連携し、文化財に親しみ、学習する場の提供に取り組むほか、学校教育との連携、各種イベントや講座、展覧会などを開催し、多くの人を訪れるよう努める。</p> <hr/> <p><b>(4)文化財の周辺環境の保全に関する方針</b></p> <p>文化財はその周辺に広がる美しい風土・景観と一体となって、より一層その価値を高め、多くの人々を惹きつける魅力を醸し出すことに鑑み、古都保存法に基づく歴史的風土の保存や大津市景観計画に基づく景観の規制誘導など、関係法令などによる制度・規制などとの連携や、地区計画、景観協定の締結など地域住民との協働によるまちづくりにも継続して取り組み、周辺環境の保全に努める。こうした周辺環境の保全に取り組むことで、地域への誇り・愛着の醸成につなげ、ひいては良好な居住環境づくりや市内外からの移住の促進につなげる。</p> <p>5-2</p>	<p>(P5-2)</p> <hr/> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p>さらに、今後、必要に応じて周辺環境も含めた文化財保存活用地域計画を策定し、文化財単体の保存だけでなく、周辺地域も一帯となった良好な環境づくりに取り組む。</p> <hr/> <p><b>(2)文化財の修理(整備)に関する方針</b></p> <p>有形文化財(建造物)は台風などの外的要因や経年劣化により毀損や滅失の被害を受ける恐れがあるため、日ごろの維持管理を含めた予防対策と被害を受けた場合の適切な修理・復旧が求められる。日ごろの予防対策として、所有者などによる適切な維持管理と日常的な点検を行うことで、損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者などの意識向上のための助言を行う。</p> <p>また、文化財の修理(整備)にあたっては文化財の価値を損なうことなく修理(整備)を行う必要があることから、文化財の本質的価値の検討並びに必要な類似する文化財との比較検討を実施したうえで、修復に用いる技術や材料、構造形式などを決定し、従前の形態意匠を踏襲した質の高い修復を実施する。</p> <p>さらに、所有者などの財政的負担の軽減のため、指定等文化財の修理には各種補助制度を積極的に活用する。未指定の文化財の建造物の修理については、所有者と協議しながら、保存のための対策を講ずる。</p> <hr/> <p><b>第5章</b></p> <p><b>(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針</b></p> <p>本市には文化財の保存・活用を行うための施設として、大津市歴史博物館、大津市埋蔵文化財調査センターがあり、文化財の調査、研究のほか、常設展示、企画展の開催、講座の開催などを行っている。</p> <p>上記のような施設のほかに堅田地域の湖族の郷資料館、坂本地域の旧竹林院、公入屋敷、大津地域の現山展示館、まちづくり大津百町館、膳所地域の膳所歴史資料室、<b>〇〇</b>地域の田上郷土史料館など、市だけでなく、地域住民やNPO法人によって運営されている資料館も多数存在しており、市民が文化財に親しみ、学習する場としての機能を果たしている。</p> <p>今後もこれらの施設において、文化財の保存・活用が継続して行われるよう、関係団体や地域住民と連携し、文化財に親しみ、学習する場の提供に取り組むほか、学校教育との連携、各種イベントや講座、展覧会などを開催し、多くの人を訪れるよう努める。</p> <hr/> <p><b>(4)文化財の周辺環境の保全に関する方針</b></p> <p>文化財はその周辺に広がる美しい風土・景観と一体となって、より一層その価値を高め、多くの人々を惹きつける魅力を醸し出すことに鑑み、古都保存法に基づく歴史的風土の保存や大津市景観計画に基づく景観の規制誘導など、関係法令などによる制度・規制などとの連携や、地区計画、景観協定の締結など地域住民との協働によるまちづくりにも継続して取り組み、周辺環境の保全に努める。こうした周辺環境の保全に取り組むことで、地域への誇り・愛着の醸成につなげ、ひいては良好な居住環境づくりや市内外からの移住の促進につなげる。</p> <p>5-2</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P5-4)</p> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>(8)体制と今後の方針</b></p> <p>本市では、文化財の保護・調査については市長部局の文化財保護課と歴史博物館が所管しており、埋蔵文化財や民俗文化財の調査は文化財保護課、美術工芸品や民俗文化財の調査は歴史博物館が主に担うなど、役割を分担して取り組んでいる。令和5年度の体制としては、文化財保護課に埋蔵文化財5人、民俗学2人、歴史学1人、建築2人、内兼務1人、事務職2人、会計年度任用職員で埋蔵文化財1人、事務職1人の計13人、埋蔵文化財調査センターに埋蔵文化財1人、事務職1人、会計年度任用職員で埋蔵文化財1人、学芸員1人の計4人、歴史博物館に考古学1人、歴史学2人、民俗学1人、美術工芸（彫刻）2人、美術工芸（絵画）2人、事務職3人、会計年度任用職員で学芸員1人の計12人となっている。</p> <p>また、文化財の保存・活用の審議のための附属機関として、大津市文化財保護条例第57条に基づき、大津市文化財保護審議会が設置されている。保護審議会は市長の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、市長に答申する。令和4年度は計9人で構成されており、専門分野は建造物2人、彫刻、絵画、工芸品2人、書跡・典籍、古文書、歴史資料2人、史跡・名勝、考古資料、埋蔵文化財2人、民俗文化財、無形文化財1人である。</p> <p><b>第5章</b></p> <p><b>(9)各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</b></p> <p>文化財の保存・活用を効果的に進めていくためには、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが重要である。</p> <p>本市には、文化財の保存・活用に取り組んでいる団体は数多く存在している。ほかにも神社の氏子、自治会などの地縁組織も文化財の保存・活用に取り組んでいる。それぞれの団体では、これまでから文化財に関する調査や情報発信、無形の民俗文化財を保護・継承する活動などに取り組んでいる。今後は、これらの団体が取り組んでいる活動の継続と活性化を図るため、必要に応じて、情報提供、人材育成、祭行事などで使用する道具や衣装などの修理・修繕などを支援し、市民を主体とした文化財の保存・活用の活動の推進にも取り組んでいく。</p> <p>5-4</p>	<p>(P5-4)</p> <p>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>(8)体制と今後の方針</b></p> <p>本市では、文化財の保護・調査については市長部局の文化財保護課と歴史博物館が所管しており、埋蔵文化財や民俗文化財の調査は文化財保護課、美術工芸品や民俗文化財の調査は歴史博物館が主に担うなど、役割を分担して取り組んでいる。令和4年度の体制としては、文化財保護課に埋蔵文化財5人、民俗学2人、建築2人、内兼務1人、事務職2人、会計年度任用職員で埋蔵文化財1人、事務職1人の計13人、埋蔵文化財調査センターに埋蔵文化財1人、事務職1人、会計年度任用職員で学芸員1人の計4人、歴史博物館に考古学1人、歴史学2人、民俗学1人、美術工芸（彫刻）2人、美術工芸（絵画）2人、事務職3人、会計年度任用職員で学芸員1人の計12人となっている。</p> <p>また、文化財の保存・活用の審議のための附属機関として、大津市文化財保護条例第57条に基づき、大津市文化財保護審議会が設置されている。保護審議会は市長の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要な事項について調査審議し、市長に答申する。令和4年度は計9人で構成されており、専門分野は建造物2人、彫刻、絵画、工芸品2人、書跡・典籍、古文書、歴史資料2人、史跡・名勝、考古資料、埋蔵文化財2人、民俗文化財、無形文化財1人である。</p> <p><b>第5章</b></p> <p><b>(9)各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</b></p> <p>文化財の保存・活用を効果的に進めていくためには、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することが重要である。</p> <p>本市には、文化財の保存・活用に取り組んでいる団体は数多く存在している。ほかにも神社の氏子、自治会などの地縁組織も文化財の保存・活用に取り組んでいる。それぞれの団体では、これまでから文化財に関する調査や情報発信、無形の民俗文化財を保護・継承する活動などに取り組んでいる。今後は、これらの団体が取り組んでいる活動の継続と活性化を図るため、必要に応じて、情報提供、人材育成、祭行事などで使用する道具や衣装などの修理・修繕などを支援し、市民を主体とした文化財の保存・活用の活動の推進にも取り組んでいく。</p> <p>5-4</p>



■新旧対照表

新		旧																																	
(P6-8)		(P6-8)																																	
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項		第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項																																	
第6章	<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>6. 大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>大津市</td></tr> <tr><td>事業手法 (支援事業名)</td><td>国宝重要文化財等整備費補助金 市単独費</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成10年度(1998年度)～令和12年度(2030年度)</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>坂本重点区域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理事業または歴史的建造物以外の建築に関する修景事業を行う事業者に対して、修理または修景の補助金を交付する。</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">  <p>写6-2-7・8 重要伝統的建造物群保存地区内での事業例 (整備前) (整備後)</p> </td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物の保存修理などを支援することにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、里坊が立ち並ぶまちなみ景観が向上し、比叡山とその山麓に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	6. 大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等整備費補助金 市単独費	事業期間	平成10年度(1998年度)～令和12年度(2030年度)	事業位置	坂本重点区域	事業概要	重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理事業または歴史的建造物以外の建築に関する修景事業を行う事業者に対して、修理または修景の補助金を交付する。	 <p>写6-2-7・8 重要伝統的建造物群保存地区内での事業例 (整備前) (整備後)</p>		事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物の保存修理などを支援することにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、里坊が立ち並ぶまちなみ景観が向上し、比叡山とその山麓に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。	第6章	<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>6. 大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>大津市</td></tr> <tr><td>事業手法 (支援事業名)</td><td>国宝重要文化財等整備費補助金 市単独費</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>平成10年度(1998年度)～令和12年度(2030年度)</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>坂本重点区域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理事業または歴史的建造物以外の建築に関する修景事業を行う事業者に対して、修理または修景の補助金を交付する。</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">  <p>写6-2-7・8 重要伝統的建造物群保存地区内での事業例 (整備前) (整備後)</p> </td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物の保存修理などを支援することにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、里坊が立ち並ぶまちなみ景観が向上し、比叡山とその山麓に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	6. 大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等整備費補助金 市単独費	事業期間	平成10年度(1998年度)～令和12年度(2030年度)	事業位置	坂本重点区域	事業概要	重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理事業または歴史的建造物以外の建築に関する修景事業を行う事業者に対して、修理または修景の補助金を交付する。	 <p>写6-2-7・8 重要伝統的建造物群保存地区内での事業例 (整備前) (整備後)</p>		事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物の保存修理などを支援することにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、里坊が立ち並ぶまちなみ景観が向上し、比叡山とその山麓に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。
	事業名	6. 大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助																																	
事業主体	大津市																																		
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等整備費補助金 市単独費																																		
事業期間	平成10年度(1998年度)～令和12年度(2030年度)																																		
事業位置	坂本重点区域																																		
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理事業または歴史的建造物以外の建築に関する修景事業を行う事業者に対して、修理または修景の補助金を交付する。																																		
 <p>写6-2-7・8 重要伝統的建造物群保存地区内での事業例 (整備前) (整備後)</p>																																			
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物の保存修理などを支援することにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、里坊が立ち並ぶまちなみ景観が向上し、比叡山とその山麓に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
事業名	6. 大津市伝統的建造物群保存地区での修理修景への補助																																		
事業主体	大津市																																		
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等整備費補助金 市単独費																																		
事業期間	平成10年度(1998年度)～令和12年度(2030年度)																																		
事業位置	坂本重点区域																																		
事業概要	重要伝統的建造物群保存地区の歴史的景観を維持し向上させるため、歴史的建造物の保存修理事業または歴史的建造物以外の建築に関する修景事業を行う事業者に対して、修理または修景の補助金を交付する。																																		
 <p>写6-2-7・8 重要伝統的建造物群保存地区内での事業例 (整備前) (整備後)</p>																																			
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物の保存修理などを支援することにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、里坊が立ち並ぶまちなみ景観が向上し、比叡山とその山麓に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
(2)歴史的建造物の周辺環境に関する事業		(2)歴史的建造物の周辺環境に関する事業																																	
第6章	<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>7. 大津市景観計画の改定</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>大津市</td></tr> <tr><td>事業手法 (支援事業名)</td><td>市単独費 景観改善推進事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>令和3年度(2021年度)～令和6年度(2024年度)</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>市域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>大津市景観計画の改定を行う。重点区域においては、特に歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、建築物などへの新築・増築などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>歴史的まちなみと調和した建築物などの新築・増築などを誘導することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	7. 大津市景観計画の改定	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	市単独費 景観改善推進事業	事業期間	令和3年度(2021年度)～令和6年度(2024年度)	事業位置	市域全域	事業概要	大津市景観計画の改定を行う。重点区域においては、特に歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、建築物などへの新築・増築などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的まちなみと調和した建築物などの新築・増築などを誘導することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。	第6章	<table border="1"> <tr><td>事業名</td><td>7. 大津市景観計画の改定</td></tr> <tr><td>事業主体</td><td>大津市</td></tr> <tr><td>事業手法 (支援事業名)</td><td>市単独費 景観改善推進事業</td></tr> <tr><td>事業期間</td><td>令和3年度(2021年度)～令和6年度(2024年度)</td></tr> <tr><td>事業位置</td><td>市域全域</td></tr> <tr><td>事業概要</td><td>大津市景観計画の改定を行う。重点区域においては、特に歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、建築物などへの新築・増築などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定する。</td></tr> <tr><td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td><td>歴史的まちなみと調和した建築物などの新築・増築などを誘導することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td></tr> </table>	事業名	7. 大津市景観計画の改定	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	市単独費 景観改善推進事業	事業期間	令和3年度(2021年度)～令和6年度(2024年度)	事業位置	市域全域	事業概要	大津市景観計画の改定を行う。重点区域においては、特に歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、建築物などへの新築・増築などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的まちなみと調和した建築物などの新築・増築などを誘導することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。				
	事業名	7. 大津市景観計画の改定																																	
事業主体	大津市																																		
事業手法 (支援事業名)	市単独費 景観改善推進事業																																		
事業期間	令和3年度(2021年度)～令和6年度(2024年度)																																		
事業位置	市域全域																																		
事業概要	大津市景観計画の改定を行う。重点区域においては、特に歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、建築物などへの新築・増築などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定する。																																		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的まちなみと調和した建築物などの新築・増築などを誘導することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
事業名	7. 大津市景観計画の改定																																		
事業主体	大津市																																		
事業手法 (支援事業名)	市単独費 景観改善推進事業																																		
事業期間	令和3年度(2021年度)～令和6年度(2024年度)																																		
事業位置	市域全域																																		
事業概要	大津市景観計画の改定を行う。重点区域においては、特に歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、建築物などへの新築・増築などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定する。																																		
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的まちなみと調和した建築物などの新築・増築などを誘導することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																		
6/8		6/8																																	

■新旧対照表

新	旧																																																												
<p>(P6-9)</p> <p style="text-align: center;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>8. 景観保全型広告整備地区の新規設定</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 (支援事業名)</td> <td>市単独費</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>市域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、屋外広告物の新設などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定するため、景観保全型広告整備地区を新たに設定する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>歴史的なまちなみと調和した屋外広告物の新設などを誘導することにより、歴史的なまちなみ環境づくりを促進することで、歴史的なまちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>9. まちなみ修景整備への補助</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 (支援事業名)</td> <td>市単独費 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>堅田重点区域、坂本重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>歴史的なまちなみの景観を保全及び形成するため、景観に配慮した建造物の外観の整備を行う者に対して、その経費の一部を補助する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">  <p>写6-2-9・10 堅田重点区域での事業例 (整備前) (整備後)</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>歴史的建造物の外観の整備を行うことにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、歴史的建造物の保存・活用につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致及び山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	8. 景観保全型広告整備地区の新規設定	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	市単独費	事業期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)	事業位置	市域全域	事業概要	歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、屋外広告物の新設などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定するため、景観保全型広告整備地区を新たに設定する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的なまちなみと調和した屋外広告物の新設などを誘導することにより、歴史的なまちなみ環境づくりを促進することで、歴史的なまちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	9. まちなみ修景整備への補助	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	市単独費 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	事業期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)	事業位置	堅田重点区域、坂本重点区域	事業概要	歴史的なまちなみの景観を保全及び形成するため、景観に配慮した建造物の外観の整備を行う者に対して、その経費の一部を補助する。		 <p>写6-2-9・10 堅田重点区域での事業例 (整備前) (整備後)</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の外観の整備を行うことにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、歴史的建造物の保存・活用につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致及び山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。	<p>(P6-9)</p> <p style="text-align: center;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>8. 景観保全型広告整備地区の新規設定</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 (支援事業名)</td> <td>市単独費</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>市域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、屋外広告物の新設などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定するため、景観保全型広告整備地区を新たに設定する。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>歴史的なまちなみと調和した屋外広告物の新設などを誘導することにより、歴史的なまちなみ環境づくりを促進することで、歴史的なまちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>9. まちなみ修景整備への補助</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 (支援事業名)</td> <td>市単独費</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>堅田重点区域、坂本重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>歴史的なまちなみの景観を保全及び形成するため、景観に配慮した建造物の外観の整備を行う者に対して、その経費の一部を補助する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">  <p>写6-2-9・10 堅田重点区域での事業例 (整備前) (整備後)</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>歴史的建造物の外観の整備を行うことにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、歴史的建造物の保存・活用につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致及び山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	8. 景観保全型広告整備地区の新規設定	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	市単独費	事業期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)	事業位置	市域全域	事業概要	歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、屋外広告物の新設などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定するため、景観保全型広告整備地区を新たに設定する。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的なまちなみと調和した屋外広告物の新設などを誘導することにより、歴史的なまちなみ環境づくりを促進することで、歴史的なまちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	9. まちなみ修景整備への補助	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	市単独費	事業期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)	事業位置	堅田重点区域、坂本重点区域	事業概要	歴史的なまちなみの景観を保全及び形成するため、景観に配慮した建造物の外観の整備を行う者に対して、その経費の一部を補助する。		 <p>写6-2-9・10 堅田重点区域での事業例 (整備前) (整備後)</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の外観の整備を行うことにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、歴史的建造物の保存・活用につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致及び山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	8. 景観保全型広告整備地区の新規設定																																																												
事業主体	大津市																																																												
事業手法 (支援事業名)	市単独費																																																												
事業期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)																																																												
事業位置	市域全域																																																												
事業概要	歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、屋外広告物の新設などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定するため、景観保全型広告整備地区を新たに設定する。																																																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的なまちなみと調和した屋外広告物の新設などを誘導することにより、歴史的なまちなみ環境づくりを促進することで、歴史的なまちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																												
事業名	9. まちなみ修景整備への補助																																																												
事業主体	大津市																																																												
事業手法 (支援事業名)	市単独費 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)																																																												
事業期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)																																																												
事業位置	堅田重点区域、坂本重点区域																																																												
事業概要	歴史的なまちなみの景観を保全及び形成するため、景観に配慮した建造物の外観の整備を行う者に対して、その経費の一部を補助する。																																																												
	 <p>写6-2-9・10 堅田重点区域での事業例 (整備前) (整備後)</p>																																																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の外観の整備を行うことにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、歴史的建造物の保存・活用につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致及び山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																												
事業名	8. 景観保全型広告整備地区の新規設定																																																												
事業主体	大津市																																																												
事業手法 (支援事業名)	市単独費																																																												
事業期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)																																																												
事業位置	市域全域																																																												
事業概要	歴史的なまちなみ景観の保全・形成を目指し、屋外広告物の新設などの行為に対する新たな規制誘導基準を設定するため、景観保全型広告整備地区を新たに設定する。																																																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的なまちなみと調和した屋外広告物の新設などを誘導することにより、歴史的なまちなみ環境づくりを促進することで、歴史的なまちなみと調和した良好な市街地環境の形成につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																												
事業名	9. まちなみ修景整備への補助																																																												
事業主体	大津市																																																												
事業手法 (支援事業名)	市単独費																																																												
事業期間	令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)																																																												
事業位置	堅田重点区域、坂本重点区域																																																												
事業概要	歴史的なまちなみの景観を保全及び形成するため、景観に配慮した建造物の外観の整備を行う者に対して、その経費の一部を補助する。																																																												
	 <p>写6-2-9・10 堅田重点区域での事業例 (整備前) (整備後)</p>																																																												
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物の外観の整備を行うことにより、歴史的建造物の外観の整備を促すことで、歴史的建造物の保存・活用につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致及び山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																												

■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P6-10)</p> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>10. 道路の美化</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 (支援事業名)</td> <td>市単独費 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>堅田重点区域、大津百町重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p> <p>【市道中2524号線、市道中3315号線】 歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p>図6-2-1 道路美化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致、大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p>第6章</p> <p>(3)伝統的な祭礼行事、活動に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>11. 文化観光振興などへの助成</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 (支援事業名)</td> <td>大津市文化観光振興基金</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>市域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>大津市文化観光振興基金条例に基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、市指定有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p>6-10</p>	事業名	10. 道路の美化	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	市単独費 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	事業期間	令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)	事業位置	堅田重点区域、大津百町重点区域	事業概要	<p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p> <p>【市道中2524号線、市道中3315号線】 歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p>図6-2-1 道路美化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致、大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	11. 文化観光振興などへの助成	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	大津市文化観光振興基金	事業期間	平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)	事業位置	市域全域	事業概要	大津市文化観光振興基金条例に基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、市指定有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。	<p>(P6-10)</p> <p>第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>10. 道路の美化</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 (支援事業名)</td> <td>市単独費 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>堅田重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p>図6-2-1 道路美化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p>第6章</p> <p>(3)伝統的な祭礼行事、活動に関する事業</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>11. 文化観光振興などへの助成</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 (支援事業名)</td> <td>大津市文化観光振興基金</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>市域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>大津市文化観光振興基金条例に基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、市指定有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p>6-10</p>	事業名	10. 道路の美化	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	市単独費 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	事業期間	令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)	事業位置	堅田重点区域	事業概要	<p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p>図6-2-1 道路美化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p>	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	11. 文化観光振興などへの助成	事業主体	大津市	事業手法 (支援事業名)	大津市文化観光振興基金	事業期間	平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)	事業位置	市域全域	事業概要	大津市文化観光振興基金条例に基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、市指定有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	10. 道路の美化																																																								
事業主体	大津市																																																								
事業手法 (支援事業名)	市単独費 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)																																																								
事業期間	令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)																																																								
事業位置	堅田重点区域、大津百町重点区域																																																								
事業概要	<p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p> <p>【市道中2524号線、市道中3315号線】 歴史的まちなみや大津祭の曳山及び長等神社の参道と調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p>図6-2-1 道路美化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p>																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致、大津祭に見る歴史的風致及び三井寺を中心とする歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	11. 文化観光振興などへの助成																																																								
事業主体	大津市																																																								
事業手法 (支援事業名)	大津市文化観光振興基金																																																								
事業期間	平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)																																																								
事業位置	市域全域																																																								
事業概要	大津市文化観光振興基金条例に基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、市指定有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	10. 道路の美化																																																								
事業主体	大津市																																																								
事業手法 (支援事業名)	市単独費 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)																																																								
事業期間	令和4年度(2022年度)～令和12年度(2030年度)																																																								
事業位置	堅田重点区域																																																								
事業概要	<p>【市道幹1012号線、市道北2145号線ほか】 歴史的まちなみと調和した修景舗装などによる空間整備を行う。</p>  <p>図6-2-1 道路美化イメージ (堅田景観形成実施計画より)</p>																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的まちなみと調和し、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成することにより、歴史的まちなみ環境づくりを促進することで、歴史的まちなみと調和した良好な市街地環境の形成及び住環境の整備改善につながり、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	11. 文化観光振興などへの助成																																																								
事業主体	大津市																																																								
事業手法 (支援事業名)	大津市文化観光振興基金																																																								
事業期間	平成9年度(1997年度)～令和12年度(2030年度)																																																								
事業位置	市域全域																																																								
事業概要	大津市文化観光振興基金条例に基づき、必要に応じて学識経験者などの指導を得ながら、市指定有形・無形民俗文化財保存修理事業への補助を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	無形民俗文化財の保存団体が所有する祭用具の保存修理を支援することにより、伝統的な祭行事、活動の継承につながり、市域全域の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								



■新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(P6-19)</p> <p style="text-align: center;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 （支援事業名）</td> <td>防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>坂本重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 （支援事業名）</td> <td>防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～令和6年度）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成29年度（2017年度）～令和6年度（2024年度）</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>堅田重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ることで、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）	事業主体	大津市	事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）	事業期間	平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）	事業位置	坂本重点区域	事業概要	山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）	事業主体	大津市	事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～令和6年度）	事業期間	平成29年度（2017年度）～令和6年度（2024年度）	事業位置	堅田重点区域	事業概要	主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ることで、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。	<p>(P6-19)</p> <p style="text-align: center;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 （支援事業名）</td> <td>防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>坂本重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>大津市</td> </tr> <tr> <td>事業手法 （支援事業名）</td> <td>防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～令和6年度）</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>平成29年度（2017年度）～令和6年度（2024年度）</td> </tr> <tr> <td>事業位置</td> <td>堅田重点区域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td>主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。</td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</td> <td>堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ることで、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。</td> </tr> </table>	事業名	26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）	事業主体	大津市	事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）	事業期間	平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）	事業位置	坂本重点区域	事業概要	山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。	事業名	27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）	事業主体	大津市	事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～令和6年度）	事業期間	平成29年度（2017年度）～令和6年度（2024年度）	事業位置	堅田重点区域	事業概要	主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。	事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ることで、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）																																																								
事業主体	大津市																																																								
事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）																																																								
事業期間	平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）																																																								
事業位置	坂本重点区域																																																								
事業概要	山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）																																																								
事業主体	大津市																																																								
事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～令和6年度）																																																								
事業期間	平成29年度（2017年度）～令和6年度（2024年度）																																																								
事業位置	堅田重点区域																																																								
事業概要	主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ることで、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	26. 道路の拡幅整備（都市計画道路比叡辻日吉線）																																																								
事業主体	大津市																																																								
事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成25年度～令和9年度）																																																								
事業期間	平成25年度（2013年度）～令和9年度（2027年度）																																																								
事業位置	坂本重点区域																																																								
事業概要	山王祭の主要ルートであり、JRや京阪電車の駅からの坂本区域への主要な動線となる都市計画道路3・4・46号比叡辻日吉線の拡幅とそれに伴う無電柱化、修景整備を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	山王祭の主要ルートであり、坂本重点区域の主な動線である比叡辻日吉線を拡幅することにより、歩行者が安全に通行できる歩行者空間を確保することで、さまざまな人が坂本の歴史を体感できる環境が作られ、山王祭に見る歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								
事業名	27. 道路の拡幅整備（都市計画道路本堅田衣川線）																																																								
事業主体	大津市																																																								
事業手法 （支援事業名）	防災・安全交付金（街路事業）（平成29年度～令和6年度）																																																								
事業期間	平成29年度（2017年度）～令和6年度（2024年度）																																																								
事業位置	堅田重点区域																																																								
事業概要	主要幹線道路から堅田重点区域への主な動線となる都市計画道路3・5・101号本堅田衣川線の拡幅とそれに伴う修景整備を行う。																																																								
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	堅田重点区域への主な動線であり、観光駐車場にも接続する本堅田衣川線を整備することにより、歴史的なまちなみが残る地域において、自動車の往來を減らし、歩行者が安全に通行できる環境を作ることで、さまざまな人が堅田の歴史を体感できる環境が作られ、琵琶湖とともに生きる町堅田の歴史的風致の維持向上に寄与する。																																																								













第6章

第6章



図6-2-4 整備イメージ

■新旧対照表

新	旧																																																
<p>(P7-2)</p> <p style="text-align: right;">第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針</p> <p><b>3. 指定基準</b></p> <p>本市の歴史的風致形成建造物の指定基準は、次のいずれかに該当する建造物とする。 なお、指定においては、建造物と密に関連している庭などを構成している土地又は物件を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各重点区域の歴史性、地域性が表れている歴史的建造物</li> <li>建造物の形態・意匠又は技法などの工夫が優れている建造物</li> <li>歴史的景観を保全するうえで重要な建造物</li> </ol> <p>ただし、指定にあつては、以下の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>築50年以上経過しているもの</li> <li>所有者または管理者などにより今後の当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること</li> <li>所有者の同意が得られているもの</li> </ol> <p><b>4. 歴史的風致形成建造物の指定一覧(候補も含む)</b></p> <p>表7-4-1 歴史的風致形成建造物の指定一覧(候補も含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>写真</th> <th>築年</th> <th>所在地</th> <th>関連する歴史的風致</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>居初家天然図画亭</td> <td></td> <td>江戸時代 中期</td> <td>本堅田 二丁目</td> <td>琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>海門山満月寺浮御堂</td> <td></td> <td>昭和12年 (1937)</td> <td>本堅田 一丁目</td> <td>琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>出島の灯台</td> <td></td> <td>明治8年 (1875)</td> <td>今堅田 一丁目</td> <td>琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致	1	居初家天然図画亭		江戸時代 中期	本堅田 二丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致	2	海門山満月寺浮御堂		昭和12年 (1937)	本堅田 一丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致	3	出島の灯台		明治8年 (1875)	今堅田 一丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致	<p>(P7-2)</p> <p style="text-align: right;">第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針</p> <p><b>3. 指定基準</b></p> <p>本市の歴史的風致形成建造物の指定基準は、次のいずれかに該当する建造物とする。 なお、指定においては、建造物と密に関連している庭などを構成している土地又は物件を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>各重点区域の歴史性、地域性が表れている歴史的建造物</li> <li>建造物の形態・意匠又は技法などの工夫が優れている建造物</li> <li>歴史的景観を保全するうえで重要な建造物</li> </ol> <p>ただし、指定にあつては、以下の条件を満たすことが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>築50年以上経過しているもの</li> <li>所有者または管理者などにより今後の当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること</li> <li>所有者の同意が得られているもの</li> </ol> <p><b>4. 歴史的風致形成建造物の指定一覧(候補も含む)</b></p> <p>表7-4-1 歴史的風致形成建造物の指定一覧(候補も含む)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>写真</th> <th>築年</th> <th>所在地</th> <th>関連する歴史的風致</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>居初家天然図画亭</td> <td></td> <td>江戸時代 中期</td> <td>本堅田 二丁目</td> <td>琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>浮御堂</td> <td></td> <td>昭和12年 (1937)</td> <td>本堅田 一丁目</td> <td>琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>出島の灯台</td> <td></td> <td>明治8年 (1875)</td> <td>今堅田 一丁目</td> <td>琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致	1	居初家天然図画亭		江戸時代 中期	本堅田 二丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致	2	浮御堂		昭和12年 (1937)	本堅田 一丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致	3	出島の灯台		明治8年 (1875)	今堅田 一丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致
No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致																																												
1	居初家天然図画亭		江戸時代 中期	本堅田 二丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致																																												
2	海門山満月寺浮御堂		昭和12年 (1937)	本堅田 一丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致																																												
3	出島の灯台		明治8年 (1875)	今堅田 一丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致																																												
No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致																																												
1	居初家天然図画亭		江戸時代 中期	本堅田 二丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致																																												
2	浮御堂		昭和12年 (1937)	本堅田 一丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致																																												
3	出島の灯台		明治8年 (1875)	今堅田 一丁目	琵琶湖とともに生きる町堅田に見る歴史的風致																																												

■新旧対照表

新						旧					
(P7-3)						(P7-3)					
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針						第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針					
No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致	No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致
4	魚清楼		昭和34年 (1957) 以前	本堅田 一丁目	琵琶湖とともに 生きる町並田に 見る歴史的風致	4	魚清楼		昭和34年 (1957) 以前	本堅田 一丁目	琵琶湖とともに 生きる町並田に 見る歴史的風致
5	旧岡本家住宅 主屋 (増築部分を除く)、 米蔵、馬廄、石垣及 び土塙、敷地(庭園、 石造物、礎石を含む)		元治元年 (1864)	坂本 六丁目	山王祭に見る歴 史的風致	5	旧岡本家住宅 主屋 (増築部分を除く)、 米蔵、馬廄、石垣及 び土塙、敷地(庭園、 石造物、礎石を含む)		元治元年 (1864)	坂本 六丁目	山王祭に見る歴 史的風致
6	阪本屋店舗兼主 屋		昭和11年 (1936)	長等 一丁目	三井寺を中心と する歴史的風致	6	阪本屋店舗兼主 屋		昭和11年 (1936)	長等 一丁目	三井寺を中心と する歴史的風致
7	奥村家住宅主屋		昭和10年 (1935) 頃	長等 二丁目	三井寺を中心と する歴史的風致	7	奥村家住宅主屋		昭和10年 (1935) 頃	長等 二丁目	三井寺を中心と する歴史的風致
8	木村家住宅主屋、 土蔵		明治時代 (推定)	長等 二丁目	三井寺を中心と する歴史的風致	8	木村家住宅主屋		明治時代 (推定)	長等 二丁目	三井寺を中心と する歴史的風致
9	幹世主屋		昭和8年 (1933)	長等 三丁目	三井寺を中心と する歴史的風致	9	幹世主屋		昭和8年 (1933)	長等 三丁目	三井寺を中心と する歴史的風致
10	豆信料亭棟、蔵、 門塙		大正7年 (1918)	長等 三丁目	三井寺を中心と する歴史的風致	10	豆信料亭棟		大正7年 (1918)	長等 三丁目	三井寺を中心と する歴史的風致



■新旧対照表

新						旧					
(P7-4)						(P7-4)					
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針						第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針					
No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致	No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致
11	かみきょうまちぢやうけい 上京町町家		昭和8年 (1933)	京町 一丁目	大津祭に見る歴史的風致	11	かみきょうまちぢやうけい 上京町町家		昭和8年 (1933)	京町 一丁目	大津祭に見る歴史的風致
12	たまきやまちぢやうけい 玉屋町町家山蔵		ぶんせい 文政13年 (1830)	中央 三丁目	大津祭に見る歴史的風致	12	たまきやまちぢやうけい 玉屋町町家山蔵		ぶんせい 文政13年 (1830)	中央 三丁目	大津祭に見る歴史的風致
13	桐畑家住宅主屋、 離れ、土蔵		明治37年 (1904) 以前	中央 一丁目	大津祭に見る歴史的風致	13	桐畑家住宅主屋		明治37年 (1904) 以前	中央 一丁目	大津祭に見る歴史的風致
14	石田家住宅洋館		昭和12年 (1937)	中央 一丁目	大津祭に見る歴史的風致	14	石田家住宅洋館		昭和12年 (1937)	中央 一丁目	大津祭に見る歴史的風致
15	中野家住宅主屋		明治5年 (1872)	中央 一丁目	大津祭に見る歴史的風致	15	中野家住宅主屋		明治5年 (1872)	中央 一丁目	大津祭に見る歴史的風致
16	中野家住宅主屋		明治43年 (1910)	中央 一丁目	大津祭に見る歴史的風致	16	中野家住宅主屋		明治43年 (1910)	中央 一丁目	大津祭に見る歴史的風致
17	森本家住宅主屋、 門塙		きやうえい 嘉永2年 (1849)	浜町	大津祭に見る歴史的風致	17	森本家住宅主屋		きやうえい 嘉永2年 (1849)	浜町	大津祭に見る歴史的風致

第7章

第7章

7-4

7-4

■新旧対照表

新						旧					
(P7-5)						(P7-5)					
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針						第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針					
No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致	No.	名称	写真	築年	所在地	関連する歴史的風致
18	初田家住宅主屋、土蔵、塀		江戸時代 (伝承)	中央 二丁目	大津祭に見る歴史的風致	18	初田家住宅主屋		江戸時代 (伝承)	中央 二丁目	大津祭に見る歴史的風致
19	佐野家住宅主屋、土蔵		天保9年 (1838)	中央 二丁目	大津祭に見る歴史的風致	19	佐野家住宅主屋		天保9年 (1838)	中央 二丁目	大津祭に見る歴史的風致
20	北川家住宅主屋		明治時代 (伝承)	京町 一丁目	大津祭に見る歴史的風致	20	北川家住宅主屋		明治時代 (伝承)	京町 一丁目	大津祭に見る歴史的風致
21	小川家住宅主屋、土蔵		江戸時代 (推定)	京町 三丁目	大津祭に見る歴史的風致	21	小川家住宅主屋		江戸時代 (推定)	京町 三丁目	大津祭に見る歴史的風致
22	大津魚忠		明治38年 (1905) (伝承)	京町 二丁目	大津祭に見る歴史的風致	22	大津魚忠		明治38年 (1905) (伝承)	京町 二丁目	大津祭に見る歴史的風致
23	橋和田家住宅主屋		明治時代 (推定)	京町 一丁目	大津祭に見る歴史的風致	23	橋和田家住宅主屋		明治時代 (推定)	京町 一丁目	大津祭に見る歴史的風致
24	川村家住宅主屋		大正12年 (1923)	中央 一丁目	大津祭に見る歴史的風致	24	川村家住宅主屋		大正12年 (1923)	中央 一丁目	大津祭に見る歴史的風致

■新旧対照表

新

旧

(P参-8)

(P参-8)

参考資料

参考資料

表 資料1-2 国指定等文化財(續)

種類	名称	時代	所有者 管理者 (保持者)	所在地	指定年月日	
重要文化財	書跡・内帙・古文書	比良庄輪図	墨町	北比呂財產管理 委員会	北比呂	R5.8.27
	考古資料	装束埴文銅鐸・突線装束埴文銅鐸・流水文銅鐸	弥生	滋賀県	京町四丁目	S62.6.6
		近江新開古墳出土品	古墳	滋賀県	京町四丁目	S62.6.6
		鳴尾 附 須古器 3点 滋賀県山ノ神四号釜跡出土	白鳳	大津市	御陵町	H25.6.19
		水晶舍利塔	鎌倉	美濃坊	坂本五丁目	M33.4.7
		白磁水注	北宋	近江神宮	神宮町	S53.6.15
	歴史資料	京都市法住寺殿跡土壌出土品	平安	木下美術館	比叡亭二丁目	H1.6.12
		装束埴文銅鐸	弥生	石山寺	石山寺一丁目	S34.12.18
		葛川明王院參籠札	鎌倉～江戸	明王院	葛川坊村町	H3.6.21
		宗存版本活字	江戸	延暦寺	坂本本町	H12.12.4
		園城寺尺	室町	園城寺	園城寺町	S62.6.6
	無形文化財	大津白龍船関係資料	桃山～明治	大津市	御陵町	H30.10.31
		豊波家藏物関係資料	平安～江戸	平野神社	松本一丁目	H9.6.30
	無形民俗文化財	木工芸	本工芸	大津	宮本商店	R5.10.19
		史跡	大津祭の曳山行事		大津祭保存会	中央一丁目
春日山古墳群					真野谷口町	S49.12.23
衣川庵寺跡				大津市	衣川二丁目	S52.3.8
延暦寺境内				延暦寺	坂本本町	S9.3.13
日吉神社境内				日吉大社	坂本五丁目	S48.10.9
穴太庵寺跡					穴太二丁目	H9.9.11
飛騨寺跡					滋賀里町甲	S16.1.27
南邊堂町唐寺跡					南志賀一丁目	S32.10.11
皇子山古墳				大津市	錦織一丁目	S49.12.9
近江大津宮跡遺跡					錦織一丁目、他	S54.7.2
琵琶湖疏水				京都市	三井寺町、他	H8.6.19
養仲寺境内				養仲寺	馬場一丁目	S42.11.20
茶臼山古墳・小茶臼山古墳					膳所平尾町他	T10.3.3
堂ノ上遺跡					神領三丁目	S53.3.14
近江国府跡				大江六丁目、他	S48.3.15	
名勝	園作跡・禁山遺跡・青江遺跡・中路遺跡					
	渡田丘陵生産遺跡群		滋賀県他	一里山三丁目、他	H17.7.14	
	居初氏庭園		個人	本堅田二丁目	S56.6.11	
	延暦寺坂本里坊庭園			坂本	H10.12.8	
	円満院庭園		大同寺	園城寺町	S9.12.28	
	光浄院庭園		園城寺	園城寺町	S9.12.28	
	善法院庭園		園城寺	園城寺町	S9.12.28	
	比叡山鳥類繁殖地		延暦寺	坂本本町	S5.10.3	
	石山寺群灰石		石山寺	石山寺一丁目	T11.3.8	
	重要伝統的建造物群保存地区			坂本	H9.10.31	
選定保存技術	文化財石垣保存技術		個人	坂本三丁目	H24.10.4	

表 資料1-2 国指定等文化財(續)

種類	名称	時代	所有者 管理者 (保持者)	所在地	指定年月日		
重要文化財	考古資料	装束埴文銅鐸・突線装束埴文銅鐸・流水文銅鐸	弥生	滋賀県	京町四丁目	S62.6.6	
		近江新開古墳出土品	古墳	滋賀県	京町四丁目	S62.6.6	
		鳴尾 別 須古器 3点 滋賀県山ノ神四号釜跡出土	白鳳	大津市	御陵町	H25.6.19	
		水晶舍利塔	鎌倉	美濃坊	坂本五丁目	M33.4.7	
		白磁水注	北宋	近江神宮	神宮町	S53.6.15	
	歴史資料	京都市法住寺殿跡土壌出土品	平安	木下美術館	比叡亭二丁目	H1.6.12	
		装束埴文銅鐸	弥生	石山寺	石山寺一丁目	S34.12.18	
		葛川明王院參籠札	鎌倉～江戸	明王院	葛川坊村町	H3.6.21	
		宗存版本活字	江戸	延暦寺	坂本本町	H12.12.4	
		園城寺尺	室町	園城寺	園城寺町	S62.6.6	
	無形民俗文化財	大津白龍船関係資料	桃山～明治	大津市	御陵町	H30.10.31	
		豊波家藏物関係資料	平安～江戸	平野神社	松本一丁目	H9.6.30	
	無形民俗文化財	史跡	大津祭の曳山行事		大津祭保存会	中央一丁目	H28.3.2
		春日山古墳群			真野谷口町	S49.12.23	
		衣川庵寺跡		大津市	衣川二丁目	S52.3.8	
延暦寺境内			延暦寺	坂本本町	S9.3.13		
日吉神社境内			日吉大社	坂本五丁目	S48.10.9		
穴太庵寺跡				穴太二丁目	H9.9.11		
飛騨寺跡				滋賀里町甲	S16.1.27		
南邊堂町唐寺跡				南志賀一丁目	S32.10.11		
皇子山古墳			大津市	錦織一丁目	S49.12.9		
近江大津宮跡遺跡				錦織一丁目、他	S54.7.2		
琵琶湖疏水			京都市	三井寺町、他	H8.6.19		
養仲寺境内			養仲寺	馬場一丁目	S42.11.20		
茶臼山古墳・小茶臼山古墳				膳所平尾町他	T10.3.3		
堂ノ上遺跡				神領三丁目	S53.3.14		
近江国府跡				大江六丁目、他	S48.3.15		
名勝	園作跡・禁山遺跡・青江遺跡・中路遺跡						
	渡田丘陵生産遺跡群		滋賀県他	一里山三丁目、他	H17.7.14		
	居初氏庭園		個人	本堅田二丁目	S56.6.11		
	延暦寺坂本里坊庭園			坂本	H10.12.8		
	円満院庭園		大同寺	園城寺町	S9.12.28		
	光浄院庭園		園城寺	園城寺町	S9.12.28		
	善法院庭園		園城寺	園城寺町	S9.12.28		
	比叡山鳥類繁殖地		延暦寺	坂本本町	S5.10.3		
	石山寺群灰石		石山寺	石山寺一丁目	T11.3.8		
	重要伝統的建造物群保存地区			坂本	H9.10.31		
選定保存技術	文化財石垣保存技術		個人	坂本三丁目	H24.10.4		

③県指定等文化財

表 資料1-3 県指定文化財

種別	名称	時代	所有者 管理者 (保持者)	所在地	指定年月日	
有形文化財	建造物	居初家天然園囲幸	江戸	個人	本堅田二丁目	H5.3.31
	求法寺走井元三大師堂	江戸	求法寺	坂本五丁目	H10.6.19	
	日吉大社鳥居(山王鳥居)	昭和	日吉大社	坂本五丁目	S40.8.9	
	園社神社本殿	江戸	園社神社	下坂本三丁目	S34.2.10	

参-8

参-8



■新旧対照表

新

旧

(P参-9)

(P参-9)

参考資料

参考資料

③県指定等文化財

表 資料1-3 県指定文化財

種別	名称	時代	所有者 管理 者 (保持者)	所在地	指定年月日	
有形文化財	建造物	居初家天然岩曲平	江戸	個人	本郷田二丁目	H5.3.31
		求法寺走井元三大師堂	江戸	求法寺	坂本五丁目	H10.6.19
		日吉大村鳥居(山王鳥居)	昭和	日吉大社	坂本五丁目	S40.8.9
		両社神社本殿	江戸	両社神社	下坂本三丁目	S34.2.10

表 資料1-3 県指定文化財(續巻)

種別	名称	時代	所有者 管理 者 (保持者)	所在地	指定年月日		
有形文化財	建造物	酒井神社本殿	江戸	酒井神社	下坂本四丁目	S34.2.10	
		園城寺南院長日蓮淨堂	江戸	園城寺	園城寺町	S35.1.20	
		水観寺本堂	江戸	園城寺	園城寺町	S59.3.30	
		園城寺南院礼所御蔵観音堂・鐘楼・百体堂・観月舞台	江戸	園城寺	園城寺町	S61.3.28	
		石坐神社本殿	鎌倉	石坐神社	西の庄	S32.8.26	
		石山寺見沙門堂	江戸	石山寺	石山寺一丁目	H19.6.1	
		草津川稻生塚(オランダ塚)	明治	滋賀県	上田上稻生町	H23.3.24	
		絵画	経本墨面観山図 曾我善白筆	江戸	滋賀県	京町四丁目	H23.3.24
			経本墨面権關山水図 高田敏輔筆 4	江戸	滋賀県	京町四丁目	H29.3.23
			経本墨面等根書面図 高田敏輔筆 4				
	経本善色阿弥陀三尊来迎図		鎌倉	光明寺	伊香立南庄町	H27.12.18	
	経本善色山王本地仏曼荼羅図		鎌倉	延暦寺	坂本本町	S56.4.24	
	経本善色慈恵大師像		鎌倉	延暦寺	坂本本町	H25.3.19	
	経本善色阿弥陀八大菩薩像		高麗	延暦寺	坂本本町	R4.3.11	
	経本善色阿弥陀二十五菩薩来迎図		鎌倉	弘法寺	坂本五丁目	H5.3.31	
	経本善色熊野曼荼羅		南北朝	西教寺	坂本五丁目	S47.4.1	
	経本善色真盛上人像		室町	西教寺	坂本五丁目	H2.3.31	
	経本善色円觀像		南北朝	西教寺	坂本五丁目	H30.10.17	
	経本善色信心増部像		鎌倉	聖衆来迎寺	比叡江二丁目	S32.8.26	
	経本善色智証大師像		室町	園城寺	園城寺町	H2.3.31	
	経本善色春日曼荼羅図		南北朝	石山寺	石山寺一丁目	H27.3.24	
	経本善色弘法大師像		鎌倉	石山寺	石山寺一丁目	H29.11.24	
	経本金地菩薩指図(南北朝松華六曲屏風)	江戸	滋賀県	京町四丁目	R5.3.17		
	彫刻	木造菩薩立像	平安	松神寺	坂本本町	R3.2.16	
		木造地藏菩薩立像	平安	松神寺	坂本本町	R3.2.16	
木造阿弥如来及同陪侍立像		鎌倉	西教寺	坂本五丁目	H25.3.19		
木造大黒天立像		南北朝	聖衆来迎寺	比叡江二丁目	S41.7.4		
木造金剛力士立像		室町	園城寺	園城寺町	H30.10.17		
木造菩薩彩坐像		鎌倉	敬光寺	藤尾坂町	H1.3.31		
木造聖太子立像		鎌倉	国分聖徳太子会	国分一丁目	S41.4.7		
木造阿弥如来坐像		平安	石山寺	石山寺一丁目	H16.4.18		
木造如意輪観音半跏像		平安	法輪院	石山寺一丁目	H15.4.16		
木造薬師如来坐像(行者堂安置)		平安	須賀神社	羽栗三丁目	S56.4.24		
木造阿弥如来立像(裸形)		鎌倉	淨光寺	大江三丁目	S57.3.31		
信楽 矢管口水指		埴山	滋賀県	京町四丁目	H2.3.24		
金銅八角形鈿座		室町	地主神社	葛川坊村町	S40.8.9		

参-9

表 資料1-3 県指定文化財(續巻)

種別	名称	時代	所有者 管理 者 (保持者)	所在地	指定年月日		
有形文化財	建造物	酒井神社本殿	江戸	酒井神社	下坂本四丁目	S34.2.10	
		園城寺南院長日蓮淨堂	江戸	園城寺	園城寺町	S35.1.20	
		水観寺本堂	江戸	園城寺	園城寺町	S59.3.30	
		園城寺南院礼所御蔵観音堂・鐘楼・百体堂・観月舞台	江戸	園城寺	園城寺町	S61.3.28	
		石坐神社本殿	鎌倉	石坐神社	西の庄	S32.8.26	
		石山寺見沙門堂	江戸	石山寺	石山寺一丁目	H19.6.1	
		草津川稻生塚(オランダ塚)	明治	滋賀県	上田上稻生町	H23.3.24	
		絵画	経本墨面観山図 曾我善白筆	江戸	滋賀県	京町四丁目	H23.3.24
			経本墨面権關山水図 高田敏輔筆 4	江戸	滋賀県	京町四丁目	H29.3.23
			経本墨面等根書面図 高田敏輔筆 4				
	経本善色阿弥陀三尊来迎図		鎌倉	光明寺	伊香立南庄町	H27.12.18	
	経本善色山王本地仏曼荼羅図		鎌倉	延暦寺	坂本本町	S56.4.24	
	経本善色慈恵大師像		鎌倉	延暦寺	坂本本町	H25.3.19	
	経本善色阿弥陀八大菩薩像		高麗	延暦寺	坂本本町	R4.3.11	
	経本善色阿弥陀二十五菩薩来迎図		鎌倉	弘法寺	坂本五丁目	H5.3.31	
	経本善色熊野曼荼羅		南北朝	西教寺	坂本五丁目	S47.4.1	
	経本善色真盛上人像		室町	西教寺	坂本五丁目	H2.3.31	
	経本善色円觀像		南北朝	西教寺	坂本五丁目	H30.10.17	
	経本善色信心増部像		鎌倉	聖衆来迎寺	比叡江二丁目	S32.8.26	
	経本善色智証大師像		室町	園城寺	園城寺町	H2.3.31	
	経本善色春日曼荼羅図		南北朝	石山寺	石山寺一丁目	H27.3.24	
	経本善色弘法大師像		鎌倉	石山寺	石山寺一丁目	H29.11.24	
	経本金地菩薩指図(南北朝松華六曲屏風)	江戸	滋賀県	京町四丁目	R5.3.17		
	彫刻	木造菩薩立像	平安	松神寺	坂本本町	R3.2.16	
		木造地藏菩薩立像	平安	松神寺	坂本本町	R3.2.16	
木造阿弥如来及同陪侍立像		鎌倉	西教寺	坂本五丁目	H25.3.19		
木造大黒天立像		南北朝	聖衆来迎寺	比叡江二丁目	S41.7.4		
木造金剛力士立像		室町	園城寺	園城寺町	H30.10.17		
木造菩薩彩坐像		鎌倉	敬光寺	藤尾坂町	H1.3.31		
木造聖太子立像		鎌倉	国分聖徳太子会	国分一丁目	S41.4.7		
木造阿弥如来坐像		平安	石山寺	石山寺一丁目	H16.4.18		
木造如意輪観音半跏像		平安	法輪院	石山寺一丁目	H15.4.16		
木造薬師如来坐像(行者堂安置)		平安	須賀神社	羽栗三丁目	S56.4.24		
木造阿弥如来立像(裸形)		鎌倉	淨光寺	大江三丁目	S57.3.31		
信楽 矢管口水指		埴山	滋賀県	京町四丁目	H2.3.24		
金銅八角形鈿座		室町	地主神社	葛川坊村町	S40.8.9		
工芸品		木造阿弥如来立像(裸形)	鎌倉	淨光寺	大江三丁目	S57.3.31	
		信楽 矢管口水指	埴山	滋賀県	京町四丁目	H2.3.24	
	金銅八角形鈿座	室町	地主神社	葛川坊村町	S40.8.9		
	足鐙	南北朝	明王院	葛川坊村町	S34.2.10		
	銅鉢	南北朝	明王院	葛川坊村町	H18.3.17		
	足鐙	鎌倉	正勝寺	美野五丁目	S57.3.31		
	木造厨子	室町	延暦寺	坂本本町	S38.8.21		
	金銅鍍貼付	平安	延暦寺	坂本本町	H9.3.31		
	花弁鳥獸文刺繍打敷	明	西教寺	坂本五丁目	H26.1.17		
	銅鍍貼付	平安	聖衆来迎寺	比叡江二丁目	H9.3.31		
足鐙	埴山	園城寺	園城寺町	S34.2.10			
鐙口(所在水観寺)	鎌倉	園城寺	園城寺町	S59.3.30			
番録・具類・古文書	東寺文書(滋賀県所有本)	江戸	滋賀県	京町四丁目	H19.6.1		

参-9

■新旧対照表

新					
(P参-10)					
参考資料					
	笠籠	南北朝	明王院	葛川坊村町	S84.2.10
	扇鉢	南北朝	明王院	葛川坊村町	H18.3.17
	笠籠	鎌倉	正徳寺	豊野五丁目	S57.3.31
	木造厨子	室町	狂磨寺	坂本本町	S38.8.21
	金銅拵結片	平安	狂磨寺	坂本本町	H9.3.31
	花卉鳥獸文様刺繍打敷 元和二年、長谷川左兵衛尉籍 広寄書の転写の跡がある	明	西蔵寺	坂本五丁目	H26.1.17
	銅造結片	平安	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	H9.3.31
	笠籠	横山	園城寺	園城寺町	S84.2.10
	袴口(所在水観寺)	鎌倉	園城寺	園城寺町	S59.3.30
	書跡、兵範、古文書 東寺文書(遊覧集所有本)	江戸	遊覧集	京町四丁目	H19.6.1
表 資料1-3 県指定文化財(續)					
種別	名称	時代	所有者 管理者 (保持者)	所在地	指定年月日
書跡、兵範、古文書	近江国絵図	江戸～明治	滋賀県	京町四丁目	S42.4.24
	鶴田遺跡出土土器木簡	室町	滋賀県	京町四丁目	H17.4.20
有形文化財	近江奥地志略	江戸	滋賀県	京町四丁目	H18.3.17
	大般若経羅漢多経(崇永版)	南北朝	榑下神社	北小松	H12.3.10
	比良庄絵図	室町	北比良区	北比良	H12.3.10
	住生巻集	鎌倉～南北朝	狂磨寺	坂本本町	H9.3.31
	四分律部僧補闕行事鈔断簡	奈良	西蔵寺	坂本五丁目	R4.3.11
	不空羅索神変真言経巻第三	奈良	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	S62.3.30
	注大般若経巻第十	奈良	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	S62.3.30
	妙法蓮華経巻門品第二十五	奈良	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	S62.3.30
	四分律部僧補闕行事鈔断簡	奈良	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	R3.2.16
	近江奥地志略	江戸	浄光寺	石山外畑町	H18.3.17
	松原内津遺跡出土瓦状木製品	縄文	滋賀県	京町四丁目	H15.4.16
	史跡大中の湖岸遺跡出土木製品	弥生	滋賀県	京町四丁目	H15.4.16
	鳥丸崎遺跡出土木炭	弥生	滋賀県	京町四丁目	H15.4.16
	湯ノ部遺跡出土木炭	弥生	滋賀県	京町四丁目	H15.4.16
	供養塚古墳出土形象埴輪	古墳	滋賀県	京町四丁目	H16.4.16
	飯治原遺跡出土土器	奈良	滋賀県	京町四丁目	H19.6.1
	相谷熊鷹遺跡出土土器・土器、石器	縄文	滋賀県	京町四丁目	H27.12.18
	上野崎遺跡出土短剣鍔型	弥生	滋賀県	京町四丁目	R1.12.24
	桜生七号墳出土品	古墳	滋賀県	京町四丁目	R3.2.16
	真野古墳出土品	古墳	大津市	御陵町	S5.3.17
滋賀県行政文書	明治～昭和	滋賀県	京町四丁目	H25.3.19	
大津事件関係資料	明治	滋賀県	京町四丁目	H16.4.16	
西園三十三所巡礼札	室町～江戸	石山寺	石山寺一丁目	H3.3.30	
無形文化財	本土茶	茶本商會	大船	H16.4.16	
青磁	神農政	和道北浜		H25.3.19	
有形民俗文化財	貫井の木地厚用具と製品	江戸～昭和	滋賀県	京町四丁目	S59.3.30
八日市の柄屋用具及び製品	明治～昭和	滋賀県	京町四丁目	S61.3.28	
参籠札	鎌倉～横山	明王院	葛川坊村	S40.8.9	
北比良の石屋用具	滋賀県	京町四丁目		H5.3.17	
史跡	永津神社跡	滋賀県	膳所二丁目	H21.11.25	
名跡	盛安寺庭園	盛安寺	坂本一丁目	S56.4.24	
	聖衆来迎寺庭園	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	S57.3.31	
	清庵(唐崎神社境内)	日言大社	唐崎一丁目	H10.6.19	
	旧正蔵坊庭園	江戸	個人	小園町	H30.4.1
表 資料1-4 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財					
種別	名称	時代	所有者 管理者 (保持者)	所在地	選択年月日
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	栗原の八朔踊りと水女神社の祭り行事		栗原区	栗原	H12.3.10
	栗原の太鼓念仏		大念仏講	栗原	H10.6.19
	真野の六念仏		中村会	真野	H10.6.19
	大津祭		大津祭保存会		S32.12.19
	大江の鈴振り		若松神社鈴保存会	大江二丁目	H16.4.16

参 10

旧						
(P参-10)						
参考資料						
	近江国絵図	江戸～明治	滋賀県	京町四丁目	S42.4.24	
	鶴田遺跡出土土器	室町	滋賀県	京町四丁目	H17.4.20	
	東光寺遺跡出土泥符木簡	平安	滋賀県	京町四丁目	H17.4.20	
	近江奥地志略	江戸	滋賀県	京町四丁目	H18.3.17	
	大般若経羅漢多経(崇永版)	南北朝	榑下神社	北小松	H12.3.10	
	比良庄絵図	室町	北比良区	北比良	H12.3.10	
	住生巻集	鎌倉～南北朝	狂磨寺	坂本本町	H9.3.31	
	四分律部僧補闕行事鈔断簡	奈良	西蔵寺	坂本五丁目	R4.3.11	
	不空羅索神変真言経巻第三	奈良	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	S62.3.30	
	注大般若経巻第十	奈良	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	S62.3.30	
	妙法蓮華経巻門品第二十五	奈良	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	S62.3.30	
	四分律部僧補闕行事鈔断簡	奈良	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	R3.2.16	
	近江奥地志略	江戸	浄光寺	石山外畑町	H18.3.17	
	松原内津遺跡出土瓦状木製品	縄文	滋賀県	京町四丁目	H15.4.16	
	史跡大中の湖岸遺跡出土木製品	弥生	滋賀県	京町四丁目	H15.4.16	
	鳥丸崎遺跡出土木炭	弥生	滋賀県	京町四丁目	H15.4.16	
	湯ノ部遺跡出土木炭	弥生	滋賀県	京町四丁目	H15.4.16	
	供養塚古墳出土形象埴輪	古墳	滋賀県	京町四丁目	H16.4.16	
	飯治原遺跡出土土器	奈良	滋賀県	京町四丁目	H19.6.1	
	相谷熊鷹遺跡出土土器・土器、石器	縄文	滋賀県	京町四丁目	H27.12.18	
	上野崎遺跡出土短剣鍔型	弥生	滋賀県	京町四丁目	R1.12.24	
	桜生七号墳出土品	古墳	滋賀県	京町四丁目	R3.2.16	
	真野古墳出土品	古墳	大津市	御陵町	S5.3.17	
	滋賀県行政文書	明治～昭和	滋賀県	京町四丁目	H25.3.19	
	大津事件関係資料	明治	滋賀県	京町四丁目	H16.4.16	
	西園三十三所巡礼札	室町～江戸	石山寺	石山寺一丁目	H3.3.30	
	無形文化財	青磁	神農政	和道北浜	H25.3.19	
	有形民俗文化財	貫井の木地厚用具と製品	江戸～昭和	滋賀県	京町四丁目	S59.3.30
	八日市の柄屋用具及び製品	明治～昭和	滋賀県	京町四丁目	S61.3.28	
	参籠札	鎌倉～横山	明王院	葛川坊村	S40.8.9	
	北比良の石屋用具	滋賀県	京町四丁目		H5.3.17	
	史跡	永津神社跡	滋賀県	膳所二丁目	H21.11.25	
	名跡	盛安寺庭園	盛安寺	坂本一丁目	S56.4.24	
		聖衆来迎寺庭園	聖衆来迎寺	比叡辻二丁目	S57.3.31	
		清庵(唐崎神社境内)	日言大社	唐崎一丁目	H10.6.19	
		旧正蔵坊庭園	江戸	個人	小園町	H30.4.1
表 資料1-4 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						
種別	名称	時代	所有者 管理者 (保持者)	所在地	選択年月日	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	栗原の八朔踊りと水女神社の祭り行事		栗原区	栗原	H12.3.10	
	栗原の太鼓念仏		大念仏講	栗原	H10.6.19	
	真野の六念仏		中村会	真野	H10.6.19	
	大津祭		大津祭保存会		S32.12.19	
	大江の鈴振り		若松神社鈴保存会	大江二丁目	H16.4.16	

参 10

■新旧対照表

新

(P参-13)

参考資料

表 資料1-5 市指定文化財 (續卷)

種別	名称	時代	所有者 管理者 (保持者)	所在地	指定年月日	
彫刻	根本著色彌生坐佛像	江戸	慶住寺	蒲田二丁目	H3.2.1	
	木造釈迦涅槃像	鎌倉	新知医院	伊香立下在地町	H29.3.15	
	木造釣犬	鎌倉	神田神社	真野曹門三丁目	H16.4.1	
	木造阿弥如来坐像	平安	華開寺	仰木四丁目	S59.4.2	
	木造虚空蔵菩薩立像	平安	華開寺	仰木四丁目	S59.4.2	
	木造男神・女神坐像	室町	法光寺	前渡二丁目	S51.3.15	
	石造弥勒仏坐像	鎌倉	延寿寺	坂本本町	S40.5.6	
	木造地藏菩薩立像	室町	慶安寺	坂本一丁目	S48.11.1	
	木造阿弥如来立像	鎌倉	西教寺	坂本五丁目	H10.4.15	
	木造狛犬	室町	涌井神社	下坂本四丁目	S56.1.16	
	石造阿弥如来坐像(志賀の大仏)	鎌倉	大仏講	志賀里町甲	S63.11.11	
	石造阿弥如来坐像	鎌倉	西教寺	山中町	S63.11.11	
	木造地藏菩薩立像	平安	攝取院	造分町	R1.5.15	
	木造菩薩立像	平安	北保町自治会	観音寺	H10.10.1	
	鉄造如来坐像	平安	北保町自治会	観音寺	H10.10.1	
	藤尾屋彫仏	鎌倉	政光寺	藤尾奥町	S56.1.16	
	銅造千手観音立像	平安	園成寺	逢坂二丁目	H7.4.17	
	木造薬師如来坐像	平安	岩間山正法寺	石山内相町	S54.3.1	
	木造十一面観音立像	平安	岩間山正法寺	石山内相町	S54.3.1	
	木造阿弥如来坐像	平安	龍音寺	大石龍門三丁目	H4.2.1	
	木造大日如来坐像	平安	若王寺	大石中三丁目	H22.3.15	
	木造地藏菩薩立像	鎌倉	常信寺	大石富川一丁目	S40.5.6	
	木造男神・女神坐像	平安	真船御霊神社	大石橋第一丁目	S46.8.1	
	木造聖観音立像	平安	正法寺	巢津二丁目	H2.2.1	
	木造阿弥如来坐像	鎌倉~南北朝	真光寺(牧)	牧一丁目	S53.2.1	
	木造阿弥如来立像	平安	新福寺	月輪二丁目	S54.3.1	
	工芸品	金銅薬師佛	江戸	木戸共有者会	木戸	H19.2.15
		彫仏	鎌倉一室町	水分神社	栗原	H19.2.15
		香盤	室町	明王院	葛川坊村町	H17.3.15
		銅製雲版	桃山	聖徳来迎寺	比叡社二丁目	S59.4.2
		銅造孔雀文馨	鎌倉~南北朝	園成寺	園成寺町	S40.5.6
		木造狛犬	桃山	鷺治屋町自治会	中央三丁目	S48.11.1
		膳所焼茶入・水指	桃山~江戸	膳所焼美術館	中庄一丁目	H5.3.15
彫仏		鎌倉	岩間山正法寺	石山内相町	S52.2.1	
梵鐘		室町	正休寺	相生一丁目	S54.3.1	
皇初家中世文書		室町~桃山	御陵町	御陵町	S48.11.1	
和遷今宿自治会中世文書		室町	和遷今宿自治会	和遷今宿	H21.2.16	
書跡、典籍、古文書		八所神社文書	鎌倉~江戸	八所神社	伊香立下在地	H5.3.15
	堅田本福寺中世記録	室町	本福寺	本堅田一丁目	S51.3.15	
	今堅田船大工仲間文書	桃山~江戸	今堅田船大工仲間	今堅田一丁目	S56.1.16	
	和田家文書	室町	個人	雄琴二丁目	S63.11.11	
	永田家中世文書	室町	個人	下坂本四丁目	H28.3.15	
	大津船大工・貸船関係文書	江戸~明治	個人	尾花川	S53.2.1	
考古資料	大津町古絵図	江戸	個人	中央二丁目	S50.1.4	
	膳所絵図	江戸	個人	膳所一丁目	S59.4.2	
	真野古墳出土品	古墳	大津市	御陵町	H4.9.24	
	上仰木遺跡出土品	北東・平安	大津市	御陵町	H22.3.15	
	石山園分遺跡(森瓦窯)出土瓦	白鳳	大津市	御陵町	H29.3.15	
	明治29年琵琶湖洪水石標	明治	大津市	下坂本四丁目	S40.5.6	
大津京関係遺跡出土品	飛鳥~平安	近江神宮	神宮町	S40.5.6		

参-13

旧

(P参-12)

参考資料

表 資料1-5 市指定文化財 (續卷)

種別	名称	時代	所有者 管理者 (保持者)	所在地	指定年月日	
彫刻	根本著色彌生坐佛像	江戸	慶住寺	蒲田二丁目	H3.2.1	
	木造釈迦涅槃像	鎌倉	新知医院	伊香立下在地町	H29.3.15	
	木造釣犬	鎌倉	神田神社	真野曹門三丁目	H16.4.1	
	木造阿弥如来坐像	平安	華開寺	仰木四丁目	S59.4.2	
	木造虚空蔵菩薩立像	平安	華開寺	仰木四丁目	S59.4.2	
	木造男神・女神坐像	室町	法光寺	前渡二丁目	S51.3.15	
	石造弥勒仏坐像	鎌倉	延寿寺	坂本本町	S40.5.6	
	木造地藏菩薩立像	室町	慶安寺	坂本一丁目	S48.11.1	
	木造阿弥如来立像	鎌倉	西教寺	坂本五丁目	H10.4.15	
	木造狛犬	室町	涌井神社	下坂本四丁目	S56.1.16	
	石造阿弥如来坐像(志賀の大仏)	鎌倉	大仏講	志賀里町甲	S63.11.11	
	石造阿弥如来坐像	鎌倉	西教寺	山中町	S63.11.11	
	木造地藏菩薩立像	平安	攝取院	造分町	R1.5.15	
	木造菩薩立像	平安	北保町自治会	観音寺	H10.10.1	
	鉄造如来坐像	平安	北保町自治会	観音寺	H10.10.1	
	藤尾屋彫仏	鎌倉	政光寺	藤尾奥町	S56.1.16	
	銅造千手観音立像	平安	園成寺	逢坂二丁目	H7.4.17	
	木造薬師如来坐像	平安	岩間山正法寺	石山内相町	S54.3.1	
	木造十一面観音立像	平安	岩間山正法寺	石山内相町	S54.3.1	
	木造阿弥如来坐像	平安	龍音寺	大石龍門三丁目	H4.2.1	
	木造大日如来坐像	平安	若王寺	大石中三丁目	H22.3.15	
	木造地藏菩薩立像	鎌倉	常信寺	大石富川一丁目	S40.5.6	
	木造男神・女神坐像	平安	真船御霊神社	大石橋第一丁目	S46.8.1	
	木造聖観音立像	平安	正法寺	巢津二丁目	H2.2.1	
	木造阿弥如来坐像	鎌倉~南北朝	真光寺(牧)	牧一丁目	S53.2.1	
	木造阿弥如来立像	平安	新福寺	月輪二丁目	S54.3.1	
	工芸品	金銅薬師佛	江戸	木戸共有者会	木戸	H19.2.15
		彫仏	鎌倉一室町	水分神社	栗原	H19.2.15
		香盤	室町	明王院	葛川坊村町	H17.3.15
		銅製雲版	桃山	聖徳来迎寺	比叡社二丁目	S59.4.2
		銅造孔雀文馨	鎌倉~南北朝	園成寺	園成寺町	S40.5.6
		木造狛犬	桃山	鷺治屋町自治会	中央三丁目	S48.11.1
		膳所焼茶入・水指	桃山~江戸	膳所焼美術館	中庄一丁目	H5.3.15
彫仏		鎌倉	岩間山正法寺	石山内相町	S52.2.1	
梵鐘		室町	正休寺	相生一丁目	S54.3.1	
皇初家中世文書		室町~桃山	御陵町	御陵町	S48.11.1	
和遷今宿自治会中世文書		室町	和遷今宿自治会	和遷今宿	H21.2.16	
書跡、典籍、古文書		八所神社文書	鎌倉~江戸	八所神社	伊香立下在地	H5.3.15
	堅田本福寺中世記録	室町	本福寺	本堅田一丁目	S51.3.15	
	今堅田船大工仲間文書	桃山~江戸	今堅田船大工仲間	今堅田一丁目	S56.1.16	
	和田家文書	室町	個人	雄琴二丁目	S63.11.11	
	永田家中世文書	室町	個人	下坂本四丁目	H28.3.15	
	大津船大工・貸船関係文書	江戸~明治	個人	尾花川	S53.2.1	
考古資料	大津町古絵図	江戸	個人	中央二丁目	S50.1.4	
	膳所絵図	江戸	個人	膳所一丁目	S59.4.2	
	真野古墳出土品	古墳	大津市	御陵町	H4.9.24	
	上仰木遺跡出土品	北東・平安	大津市	御陵町	H22.3.15	
	石山園分遺跡(森瓦窯)出土瓦	白鳳	大津市	御陵町	H29.3.15	
	明治29年琵琶湖洪水石標	明治	大津市	下坂本四丁目	S40.5.6	
大津京関係遺跡出土品	飛鳥~平安	近江神宮	神宮町	S40.5.6		

参-12